

第十六回 参議院農林委員會會議録第二十六号

昭和二十八年七月三十日(木曜日)午前十一時三十四分開会

委員の異動

七月二十九日委員野海勝君辞任につき、その補欠として河合義一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君

理事 宮本 邦彦君

森田 豊壽君

白井 勇君

小林 亦治君

雨森 常夫君

川口爲之助君

佐藤清一郎君

重政 庸徳君

関根 久藏君

上林 忠次君

北 勝太郎君

河野 謙三君

清澤 俊英君

戸叶 武君

松浦 定義君

鈴木 一君

鈴木 強平君

金子與重郎君

衆議院議員

農務大臣 保利 茂君

農林大臣 小倉 武一君

農林省農林經濟局長 谷垣 尊一君

農林省畜産局長 大坪 藤市君

食糧庁長官 前谷 重夫君

事務局長 常任委員 安楽城敏男君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

農林中央金庫理事 湯河 元威君

院を原案通り通過、同日本委員会へ本付託となつております。先ず提案理由の説明を求めます。

○委員(片柳眞吉君) 只今議題と相成りました畑地農業改良促進法案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のごとく、我が国の耕地面積約五百万町歩のうち、畑地面積は二百余万町歩に及び、水田面積にも匹敵する面積として広く全国に分布しているものであります。然るに、従来は畑地農業につきましては、一般的に灌溉施設がなく自然の降雨によつて灌溉を行つていた状態でありまして、栽培技術及び栽培品種も固定化し、又その豊凶は専ら自然の降雨条件によつて左右せられる結果ともなり、農業生産力は一般的に低いと言へるのであります。

そこでこれらの畑地のうち、河川若しくは溜池又は地下水により灌溉し得る可能な畑地に対し、農業改良計画によつて灌溉施設の設置その他の土地改良及び農業技術の普及改善を行うことにより、土地利用の高度化を図るならば、比較的短期間のうちに飛躍的な増産効果を発揮し得ることは全く疑う余地がないのであります。又これらの地域における農民は、今まで食糧の生産に貢献して参りましたが、今後強力な施策によつて米穀その他の農産物の生産の増進に精進するのは勿論、農業経営の安定を得て健全なる農村の創成を見ることは明らかであると申さなければなりません。

この問題の解決に資しますため、ここに本法案を提出いたしました次第でありまして、以下その内容の主な点について申述べることといたします。第一条は、本法案の目的を規定いたしております。即ち畑地地域に対して総合的な計画に基づき事業を実施して、灌溉施設を設置すると共に区画整理、客土等の土地改良事業を施行し、耕種改善等の農業技術の高度化を図ることによりまして、急速に生産効果を挙げ、食糧その他の農産物の増産に寄与することを目的としたしております。

第二条は、この法律で言う畑地地域の内容を謳つたものでありまして、畑地の土じょう即ち砂土、砂じょう土及び火山灰土、それから地下水位その他の事項は、政令で基準を示し、且これらの畑地が集約的に存在しなればならないこととしました。第三条から第十二条までの各条は、溜池単作地域農業改良促進法に準拠し、第三条に農林大臣の地域指定を、第四条に都道府都知事の区域指定を、第五条、第六条、第七条、それより市町村長、都道府県知事、農林大臣の定める農業改良計画を、第八条に事業の実施に必要な経費を、第九条に農業改良計画の内容を、第十条に農業改良計画の実施を掲げております。それから第十一条及び第十二条に畑地農業改良促進対策審議会の設置及び権限並びに審議会の組織を規定した次第であります。

以上簡単に御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを切望いたします。

に、ここに本法案を提出いたしました次第でありまして、以下その内容の主な点について申述べることといたします。

第一条は、本法案の目的を規定いたしております。即ち畑地地域に対して総合的な計画に基づき事業を実施して、灌溉施設を設置すると共に区画整理、客土等の土地改良事業を施行し、耕種改善等の農業技術の高度化を図ることによりまして、急速に生産効果を挙げ、食糧その他の農産物の増産に寄与することを目的としたしております。

第二条は、この法律で言う畑地地域の内容を謳つたものでありまして、畑地の土じょう即ち砂土、砂じょう土及び火山灰土、それから地下水位その他の事項は、政令で基準を示し、且これらの畑地が集約的に存在しなればならないこととしました。第三条から第十二条までの各条は、溜池単作地域農業改良促進法に準拠し、第三条に農林大臣の地域指定を、第四条に都道府都知事の区域指定を、第五条、第六条、第七条、それより市町村長、都道府県知事、農林大臣の定める農業改良計画を、第八条に事業の実施に必要な経費を、第九条に農業改良計画の内容を、第十条に農業改良計画の実施を掲げております。それから第十一条及び第十二条に畑地農業改良促進対策審議会の設置及び権限並びに審議会の組織を規定した次第であります。

以上簡単に御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを切望いたします。

以上簡単に御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを切望いたします。

以上簡単に御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを切望いたします。

以上簡単に御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを切望いたします。

以上簡単に御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを切望いたします。

以上簡単に御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを切望いたします。

以上簡単に御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを切望いたします。

○委員(片柳眞吉君) 本法案の審議は後日に譲りたいと思つております。

○委員(宮本邦彦君) 速記を止めて。速記(宮本邦彦君) 速記を止めて。

○理事(宮本邦彦君) 速記始めて。次に、臨時確安需給安定法案を議題といたします。本法案は七月二十五日予備審査のために内閣から提出、本委員会に付託されました。先ず提案の理由を聞くことにいたします。

○國務大臣(保利茂君) 只今議題となりました臨時確安需給安定法案の提案の理由を御説明いたします。

確安が化学肥料の大宗として我が国農業の最も重要な生産資材でありますことは申すまでもないところで、その需給の調整と価格の安定を図りまことは農業経営の安定と農業生産力の発展にとりまして欠くことのできない事柄であることは申すまでもありません。ここにおいて政府におきましては、御承知のように肥料対策委員会を設けてその対策を審議して頂いたのであります。その答申に基きまして別途に本国会に提案されます確安工業の合理化及び確安輸出調整臨時措置法案による合理化促進による生産費の引下及び輸出の振興の措置に対応いたしまして、国内需要量の確保と国内価格の適正な水準による安定を図りますための措置を講じたいと考え、この法案を提出した次第であります。

次に、本法案の内容の概略を御説明

次に、本法案の内容の概略を御説明

次に、本法案の内容の概略を御説明

次に、本法案の内容の概略を御説明

次に、本法案の内容の概略を御説明

いたします。先ず、政府は硫安の生産業者の生産費を極限を以て調査いたし、生産費を基準として農産物価格その他の経済事情を考慮して適正な水準でその販売価格を公定することにより、いわゆる出血輸出による国内消費者の転嫁を防止しようとするのであります。次に、輸出に当りましては、国内需要を十分に確保することを前提としたしまして、国内消費見込量のおおむね一割を調整用として保留することとし、これを適当な団体に買上げ保管させると共に、なお輸出に向けられる硫安の数量を、政府の承認にかけ内需の増加に備えんと共に、季節的調整と輸出の円滑化に資することにしたのであります。第三に、これらの措置の適正且つ円滑な運用を期しますため、硫安審議会を設置いたしまして、硫安の需給の調整並びに価格の安定に關する重要事項につきましては、關係大臣の諮問に依りて調査審議して頂くこととしたしております。

以上がこの法案提出の理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上速かに可決されることをお願いする次第であります。

○理事(青木邦彦君) 本法律案の審査は後日に譲りたいと思ひます。休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

午後二時七分開会

○委員長(片柳實吉君) 午前中に引続きまして委員会を再開いたします。他の議案がありますので、先ほどの理事会で大体決定したことを御報告しまして御了承を願ひたいと思ひますが、本日の大体の予定は、農林漁業組

合連合会整備促進法案を質疑を続行して討論採決に入りたい。續いて有畜農家創設特別措置法案、これも質疑がまだ残つておるようでありまして、これが質疑を続行して、できれば採決に入りたい。なお本会議報告の都合もありましたので、最後に陳情請願について御審議を願ひたい。大体そういうようない事案の決定になつておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

なお、明日はまだたくさんの方案が残つておるんですが、併し会期延長の関係も全然まだわかりませんが、明日は残つた問題をできるだけ審議をして、その後の処理方針につきましては、又明日御相談をいたしたいというふうな考へておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

それでは農林漁業組合連合会整備促進法案を議題といたします。本法案に關して今日まで多方面に亘る質疑がなされ、大体出尽くしたようでありまして、残されておる問題は、連合会の整備促進に対する金融機關の援助の問題について御質疑が残つておるようであります。今日までの政府の答弁によりまして、整備計画の作成に當つて、又審議会における審議の際に、金融機關の援助計画は個々の場合ごとに具体的に明らかにされると述べられておるんですが、この点につきましては、本日は、昨日御了解を得ましたように、農林中金当局から理事長が出席をされておるんですが、先ず農林中央金庫

○北勝太郎君 農林漁業組合連合会の失敗は、勿論連合会自身の経営にも大きな欠陥があるのでありますが、併しこの失敗は単協又大いに反省しなければならぬものがあると、こういう工合に考へるのであります。単協の整備促進は一応できたのでありますが、それが今なお実は単協には大穴をあけたのがたくさん出ましまして、我々のほうでも実にびつくりしておるようなのがたくさん出ておるのであります。僅か五、六百戸の組合で七千万円或いは八千万円という大きな赤字を出して、もう手にもおえないというふうなことになるのであります。追放関係で暫らく連合会にも、協同組合にも関係がなかつたんですが、今度いよいよ役員になつて……、連合会は役員ではありませんが、単協の役員になつて、そしていろいろ組合の状況が幾らかわかるようになって来たのであります。そこでいろいろ調べて見ますというところ、実は相対的に組合だとして表彰されておるような、立派な組合と言われておる某組合であります。それでなお且つ組合が月に百万円ずつの人件費を使つておる。月に百万円でありまして、一年に一千二百万円、六百戸は単協の人件費の負担が農民に二万円ずつかかつておる、こういう実情であることがわかつたのであります。それに更に、或いは共済事業の負担金とか、或いは家畜共済、又火災共済から、組合の生命共済、いわゆる生命保険でありますとか、それから土地改良の負担、或いは健康保険の負担、こういうようなものを集めますと、実に農民の負担は大きいのであります。農民がよく、折角農地の改革をしてもらつたけれども、転落者がぼつ／＼できておるといふのは、私はやはりそういうところに原因があるように思われるので

あります。そこで、さつき申し上げました人件費が百万円かかつておるといふ組合であります。それが百万円かかつておるために組合の事業のあらゆるところに無理がかかつておる、利子も高くとも、肥料も、実は儲けられるもので儲けなければいかんというので、実にそれは人がわからんところで大きに儲けておる、こういうふうな結果が出て来ておるのであります。そんな工合にしておつて、実は北海道のごときは、各組合の組合長は殆んど上級組合の役員になつておる、まあ殆んどいふゆる連合会が統制になつたために、たくさんの役員が各組合ごとに出ておる、こういうふうな関係で組合長は余り常勤できない、自分の組合に常勤できない、こういうふうなこともありまして、頗る能率が上つておらん行き方をしておるのであります。私ども実は今まで中間搾取を排除しなければならぬというので組合を作つたことを覚えておるのであります。今はむしろ組合が人件費に追われるために中間搾取をむしろ組合がやつておるような形で、個人経営であります、店屋のごときは朝早くから夜遅くまで勤めておるのであります。組合は労働基準法の関係で八時間しか働かない、こういうふうな関係等も手伝ひまして、随分大きな人件費がかかつておる、こういう状況になつておるのであります。もう戦いは最初から負けておる、こういう気がするのであります。こういうふうな状況で、いわゆる各方面に、まあとれるものでとれというので、各方面に非常な無理がかかるというよ

うになつておるのであります。そこで組合側で思ひ付いて二、三年前からやつておることはどういふことかという、たつた一つ私は指導事業を例にとつて見たいと思ひますが、その組合では実は指導事業で百万円農家から金をとる、いわゆる非経済事業ですか、非経済事業という負担金を分担させる、それが百万円丁度とすることにしておつたのであります。その百万円をとるためにどんなことをしたかという、実は町村の勸業費を全部引いて、経済事業の予算のところをみんな持つて来てそのまゝある、そうして百万円とる、そうすると、百万円とるのはどういうことかという、組合の赤字をそういう方面において負担させる、上手に負担させる、そういう行き方をしておる現状を見たのであります。これではどうもいかんがというので何したのですが、私は思ひ切つて指導事業といふものを組合がやめたいと言つて、指導事業をやめて、その代りの方法を講じてやつたのであります。百万円の負担はかけないという風にいたしました。ところが金農民は非常に喜んで、双手を挙げて、そんなうまい方法があるかというくらい非常に喜んで附いて来てくれたのであります。そういうふうな状況でありまして、実は人の知らないところで利益をとつても組合の赤字を埋める、それから成るべく組合が経済問題に専念して、いろいろな人件費の節約をするとか、或いは安く物を仕入れるとか、或いは金利を安く農家に貸すとかいうようなことを第二にして、そうして経営のやすきを狙う、いわゆる財源がありさえすれば楽な経営ができる、赤字が出たら

ばならぬものがあると、こういう工合に考へるのであります。単協の整備促進は一応できたのでありますが、それが今なお実は単協には大穴をあけたのがたくさん出ましまして、我々のほうでも実にびつくりしておるようなのがたくさん出ておるのであります。僅か五、六百戸の組合で七千万円或いは八千万円という大きな赤字を出して、もう手にもおえないというふうなことになるのであります。追放関係で暫らく連合会にも、協同組合にも関係がなかつたんですが、今度いよいよ役員になつて……、連合会は役員ではありませんが、単協の役員になつて、そしていろいろ組合の状況が幾らかわかるようになって来たのであります。そこでいろいろ調べて見ますというところ、実は相対的に組合だとして表彰されておるような、立派な組合と言われておる某組合であります。それでなお且つ組合が月に百万円ずつの人件費を使つておる。月に百万円でありまして、一年に一千二百万円、六百戸は単協の人件費の負担が農民に二万円ずつかかつておる、こういう実情であることがわかつたのであります。それに更に、或いは共済事業の負担金とか、或いは家畜共済、又火災共済から、組合の生命共済、いわゆる生命保険でありますとか、それから土地改良の負担、或いは健康保険の負担、こういうようなものを集めますと、実に農民の負担は大きいのであります。農民がよく、折角農地の改革をしてもらつたけれども、転落者がぼつ／＼できておるといふのは、私はやはりそういうところに原因があるように思われるので

うになつておるのであります。そこで組合側で思ひ付いて二、三年前からやつておることはどういふことかという、たつた一つ私は指導事業を例にとつて見たいと思ひますが、その組合では実は指導事業で百万円農家から金をとる、いわゆる非経済事業ですか、非経済事業という負担金を分担させる、それが百万円丁度とすることにしておつたのであります。その百万円をとるためにどんなことをしたかという、実は町村の勸業費を全部引いて、経済事業の予算のところをみんな持つて来てそのまゝある、そうして百万円とる、そうすると、百万円とるのはどういうことかという、組合の赤字をそういう方面において負担させる、上手に負担させる、そういう行き方をしておる現状を見たのであります。これではどうもいかんがというので何したのですが、私は思ひ切つて指導事業といふものを組合がやめたいと言つて、指導事業をやめて、その代りの方法を講じてやつたのであります。百万円の負担はかけないという風にいたしました。ところが金農民は非常に喜んで、双手を挙げて、そんなうまい方法があるかというくらい非常に喜んで附いて来てくれたのであります。そういうふうな状況でありまして、実は人の知らないところで利益をとつても組合の赤字を埋める、それから成るべく組合が経済問題に専念して、いろいろな人件費の節約をするとか、或いは安く物を仕入れるとか、或いは金利を安く農家に貸すとかいうようなことを第二にして、そうして経営のやすきを狙う、いわゆる財源がありさえすれば楽な経営ができる、赤字が出たら

う言ふと議會から叱られるかも知れませんが、いろ／＼な法律案を作つて、政府或いはほかに随分無理な御注文をしておるようでありまして、それ以上組合の總會等におきましては、組合の力があるだけは持つて帰る、いわゆるむしり取りをしようというふうな傾きが指導事業の補助助成というふうなものにつきまゝとつておる。私はまあ三十年も協同組合をやつたのでありまして、三十年間農会長もやつたのでありますが、そういうことをやりながら、いろいろ組合の總會等にそういう問題がある、指導事業というふうな仕事では大きな意味における指導、これは経済的指導、精神的指導、これは組合が当然やらなければならぬけれども、小さい技術上の指導までこれは協同組合でやるべきではない。むしろ農会という別の会計のところでこれはやらすべきものである。又そういうことには町村の補助或いは地方費の補助等も関係するのでありますから、従つてそういうところでもやらすべきものだ、若し諸君の言うごとく、そんなところまでやつたならば、組合の基礎はみんなむしり取られて堅くならないという心配があるというのを申上げて、今までそのほうは別のほうにやつてもらつておつたのであります。そういうふうな関係等を考へて見ますと、これは実は指導事業をやるのは一概にただ理想だと言つて行くべきものではないか、いわゆる指導事業までやる頭の人と経済事業、緻密な経済事業というところに頭を入れて行く人は人の質が違ふのじやないかというふうな考へるのであります。単協に指導事業までやらすことは単協の基礎を

危くする心配がある。そこで指導事業と経済事業との間にはどんな関係があるか、識者のうちには随分日本全体的の統計等も出ておるだらうし、いろいろな観察もしておる、学者の説もあるだらう、こういう場合に考へるのであります。例へばこの春北海道で或る連合会が、これは名前を申上げてもいいのですが、酪農販売組合連合会といふのがある。これは指導事業と一緒になつてやつたために実は大赤字を出した、立つてから僅か二、三年たつた連合会でありまして、これは驚くべきな赤字であります。僅か一千万円の組合で三千七百万円の損を總會に出したのであります。それを實質的に調べて見ると、信連が金を貸して出ているのはこれだけであるけれども、こんな数ではない、少くともこの三倍あるのだと言われた。大勢に言われたわけじやないが、私にそういう場合に言われたことがあるのであります。その金は信連が損をする、信連が損をすると同時に、それは中金の損にも又なつて来るはずであります。で、或いはこれは政治的に指導方面に金を出した関係であるかも知らんが、これは私は由々しい問題であつて、指導事業を協同組合がやるのは理想だと言つて、この純然たる経済事業のものに、そういうふうな政治的意味を含めたものまでやることは、実はこれは組合の基礎を危くするものだといふふうに私自身としては考へておるのであります。何かそういうことに対して定説があるか、或いは統計的に見ても、そういうことをやつたところがうまくない

つたというふうなことがありましようか、ありませんか。一つ政府当局からこの問題について遠慮のないところを開かして頂きたい、いわゆる単協の病気の因をなくすることを考へなければいけない、それでなければこれは幾ら整備促進を何回やつても同じことを繰返す、こういう場合に思ふのであります。何かその指導事業と経済事業との間に関連して、どういふ問題があるかというところを一つ聞かしてもらいた

○政府委員(小倉武一君) 只今の指導事業についてのお尋ねでございますが、御承知の通り、或いは御指摘の通り、指導事業にもいろいろ種類がございます。又それについての考へ方といふことについても、いろいろ諸説紛粉としておるというふうに我々も承知しております。ただ農林省といたしまして、協同組合の指導事業といふことについて考へておるところを極く概略申上げて御参考に供したいと思つております。第一は、指導事業と申しまして、いわゆる指導事業と経済事業と分けた場合の指導事業と言いました場合に、経済事業に必然的に関連して必要となつて来る指導事業という部分が当然あるわけでありまして、殊に日本の農家のような場合におきましては、純粋な経済事業と指導事業とを全く区分して、別の制度、別の団体が取扱つていくことについては、必ずしも簡単に割り切れないものがあるのではないかと考へております。それから純粋な指導事業と申します例は技術指導という面につきましては、農林省の考へ方といたしましては、これはむしろ生産技術の指導といふことについて

は、國或いは府県なりその他の公共団体が財政支出を持つて行つべきものであるという考へ方でありまして、ただ実質的に、協同組合に限りませんが、現在主として協同組合程度でございませぬが、実質的に指導事業をおやりになつておるものについては、これは非常に結構なこととございませぬし、政府といたしましては、技術上その他可及的な援助は当然なすべきものである、かような考へ方をいたしております。当然農家の団体であるが、必ずか

が多いのですから、従つてその勸業費予算をとるのに非常に骨が折れる、町村会でなか／＼うんとやつてくれないうような関係がありまして、むしろ負担能力さえあれば自分がやるのがいいかも知らんけれども、先ほど申しましたように、農家は非常に負担能力がないので困つておるのだ、こういうような場合におきまして、負担能力がないものみならず、そういうふうなことをやりませぬ、これは迷惑をするのは農家ばかりだ。それで技術指導のときは、実は技術指導とは申しませんが、普及員がおるのではありません。普及員が大体指導をする、そこで何をやるかといふと、あと町村における単協の技術員といふものは、その上から流れて来たものを下に流すに過ぎないのであります。そう熱心したい技術員がおるはずがない、そういうような関係から、実はそういうことを言ふと技術員に叱られるかも知れませんが、その技術員の力に大きな信頼をしておるような農家はない、こういうふうな状況なのであります。少しむずかしい問題になれば普及員に聞けばいいというふうなことになるのであります。ありまして、結局どうなるかといふと、その指導員は実は組合の指導をするにあらずして、いわゆる組合の雑多な事務に使われているというふうなことになるので、いわゆる組合の経済は頗る赤字だから、結局そういうふうな方面に使われてしまつて、決して農家はなつて行くのであつて、決して農家はそう有難がつておらんという事実があると思つておられますが、これはどういふ場合に、町村の技術員ですか、或いは町村単協の技術員というふうな

のは、どれぐらいの信頼度で農民が自分のみずから金を出してもよろしい、この人は置かなければならぬというのがあるのかないのか。私はむしろこんなことは国家の費用或いは町村の費用で、或いは地方費の費用でやるべきもので、余り有難がつておらんのを押付けのだから、そこで金がそういうほうから出て来なければならぬ行かん、こういう工合に考えるのであります。その点につきまして御見解を承わりたいと思ひます。

○委員(片柳眞吉君) 北委員に申し上げますが、まだ大分御質問がございませぬか。

○北勝太郎君 これで終りました。

○委員(片柳眞吉君) そうですか。ちよつと皆さんに申し上げますが、冒頭に申し上げましたように、農林中央金庫当局に先ず質問を限定しておやりを願ひたいと思ひます。今日は時間限定しておりますが、大体昨日の例もございませぬ、成るべく簡潔に……。

○河野謙三君 経済局長の北委員に対する答弁に対しては私に御質問が重なりませんが、若し今の北委員の御質問に重ねて御答弁があれば御答弁を何つた上で関連の質問をします。お答えありませんか。

○政府委員(小倉武一君) 協同組合の技術員と申しますか、技術指導者その他特に改良普及員の能力といったものの比較についての御疑問或いは御質問と承りましたが、上からどうこうという事は少くとも協同組合についてはこれと申しません。役所として、どこに組合には何人置けといつたような指導はいたしてありますので、今の組合がほぼ自主的な判断

において農民のサービスのために喜ばれるという範囲において、これは設置されておきますので、役所或いはその系統団体が高圧的に設置しておるという事はなからうと存じておられます。特に農業会から協同組合になりましてそのときには、これは大きく教えたれば、これは三、四万にもなるような、恐らく技術員がおつたと思うのであります。現在では恐らく一万人を切るような数ではないかと思ひます。従いまして現在までなお存続しておる技術員はむしろ組合から一般的には喜ばれておる、こういうふうには思ひます。学歴等については若干の組合について調べたものもございませぬが、普及員と比しまして特段に見劣りがするということはないように思つておられます。勿論これは多くの組合のことでございますから、中には技術員というのの名のみで、ほかの職員と交わるといつたような者も、これはあり得るかも知れません。これは間違ひないと思ひます。

○河野謙三君 私は何もここで北さんと討論する機会じやありませんから、北さんのいふ御意見を反駁するのじやありませんが、ただ局長はここで、はつきりしておかなければいけないのは、今の協同組合法の第何条ですか、どういふふうに書いてあつたか記憶しておりますが、協同組合が生産指導することにはつきり書いてある。そしてその生産指導の附随事業として購買販売の事業を行うといふのが協同組合の精神ですよ、私はそういうやなればならぬと思ひ、そこ、違ひませぬか。今

ちよつとあなたを話をばかされたが、これは大事なことです。はつきりしておかなければならぬので、ここで一つ私は伺ひたいと思ひます。○政府委員(小倉武一君) 協同組合法の建前からいいたしまして、事業の種類といつたしまして、それは多岐にわたります。そのおのづからどの重点があるかといふことは、これはなかに、私もどういふことには、これはなかに、これは多岐にわたります。御指摘のような生産協同組合といつたような考え方を中心において、そこに重点を考へよう、という指導方針もございませぬ、或いは重点をむしろ信用或いは販売購買といつたような経済事業に置いてやるべきだといふ方針も、これはあり得ると思ひます。只今農林省といつたしまして考へておきます点は、この点につきまして、特に単協につきまして、これに特別の重点がなくてはならぬといふふうには考へておけません。ほぼ列挙された全部とは申しませんが、法律に列挙されておる大部分の仕事が、ランスがとれて、全体として農家にサービスができるような運営が最も望ましいものである、かように考へておるのであります。

○河野謙三君 協同組合の購買販売事業の要するに経済行為の目標といふものは、生産指導をやらなければ出て来ないんでしよう。ただ商人と同じように、何でもそこらにあるものを売ればいいのだ、何でも儲かるものを売ればいいのだ、何でもないやうなことで現在来ているから、農協の今度の非常な不振の問題が私は起つて来ていると思ひます。その点において一番はつきりして

の曾つておられた改良局で化成肥料というものを認めていないのですよ。それでしよう。そういうものを商人が儲かるからやつている、そのあとを食つていて全購連がやつている、これは協同組合について上から下まで生産指導といふものの精神がないからです。これがもつと極端に末端の組合に行きますと、既でも、肥料でも、販売事業にしても、何でもかんでも商人と何にも変るところがなく、ただ儲かることが目的であつて、そのために手段を選ばないといふことになつて来ている。そこに協同組合に対する農民の信頼といふものが失われて来ている、今日はお忙しいところを中金の理事長見えましたから、中金に対する質問ですけれども、ここは大事なことで、あなたは農林省きつてのその方面じや權威者でありますから、はつきりして頂きたい。忌憚のないあなたの羅言を傾けたところを發表してもらいたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 私その方面の特別の權威者でもございませぬので、そういう意味でお答えすることはむずかしいと思ひますが、河野委員の御指摘のように、純粹に経済主義に徹底するということになりますと、日本の農民の事情或いは農家の経済事情から申しまして、農家にサービスすべき機関が逆に搾取機関に転化して来るといふやうなことが多分にある。又現にそういう組合があるといふことを農民が指摘しておるのを、多少の出張の際にも聞く折があります、それではいかんので、その点についての御指摘に

ついては私も全く同感でございまして、それは農家の生産と言ひまするか、経済全体の指導、殊に経済が重点でございませぬが、そういうことが裏腹にはつきり並行してやらなければ、全機能を結果的に果すことは非常に困難である。協同組合が生産指導或いは農家の経済の指導につきまして十分な指導ができるやうな態勢を作ることが重要である、かように考へておられます。

○河野謙三君 気持の上において完全に私は経済局長と一致点を見出しただから、この問題はこれ以上質疑をする何ものもありません。続いて中金に對して御質問申し上げます。

○委員(片柳眞吉君) どうぞ。

○河野謙三君 私は中金に對して今日は尊敬する湯河さんもお見えになつたのだから、忌憚なく一つ御質問申し上げたいと思ひます。私は冗談でなく、米価審議會等でもしばしば湯河理事長とは同席しておりました、その言動についても詳細承知しております。この人格、湯河さんが抱く農村に対する考え方、一々私は共鳴しております。併し如何に共鳴しておりましても、組織が大きいせい、中金の運営が湯河さんの人格、湯河さんの識見、湯河さんの思想そのものでないといふことを私は非常に遺憾に思ひます。そこで具体的に一つ申し上げますが、今回この農協の再建整備促進法案が我々の手許に廻つて参りましたが、どういふやうな農協が不振に不振を重ねて、二、三年前の赤字補填を更に又重ねてやらなければならぬといふ事態に對しては、これは私は農協団体の中枢におられる中金としても十分責任をと

つては私も全く同感でございまして、それは農家の生産と言ひまするか、経済全体の指導、殊に経済が重点でございませぬが、そういうことが裏腹にはつきり並行してやらなければ、全機能を結果的に果すことは非常に困難である。協同組合が生産指導或いは農家の経済の指導につきまして十分な指導ができるやうな態勢を作ることが重要である、かように考へておられます。

つては私も全く同感でございまして、それは農家の生産と言ひまするか、経済全体の指導、殊に経済が重点でございませぬが、そういうことが裏腹にはつきり並行してやらなければ、全機能を結果的に果すことは非常に困難である。協同組合が生産指導或いは農家の経済の指導につきまして十分な指導ができるやうな態勢を作ることが重要である、かように考へておられます。

金利を負けるとか、延ばすとかいうことがございまして、その間に信連が入つておる。信連は健全な金融機関である信連が事業連のお世話をしておる。中金はその親銀行であるという関係におきまして、事業連に対して直接我々手が出しにくいということが、そういう場合にございまして、若しも金融機関が何か措置いたしますと、それは寄附金か何かの形になる、かように存じておられます。そこで私のほうで直接取引のあるところにつきましては、先ほどお尋ねのような金融取引を通じまして、我々のほうとしても何とか事業連がお立直りになるようにというふうな、あの関係を以ちまして、御協力はさぞやかでもして参りましたということをお申上げたのであります。それから只今の御質問の中心になりました問題は、私は全然御同感でございます。これは少し手前味噌になつて恐れ入りますが、金融機関というものは、私はやはりお金を貸すのが本当だと思ひます。それで金を貸せば儲かるのですから、儲かるといつて収益が上るのであります。お金を貸すのが本当だと思つておられます。それでむしろまあ河野さんも仰せのように無茶な貸し方はできません。それから相手は健全でなければ貸せない、こういうふうな事情がございまして、そこでどうも従来のこの今日の行詰りが、金融機関が貸さないから行き詰つたのだ、それから行き詰つたから貸さないのだ、これはまあ本当に見るかたんによつての御見解だと思ひます。私どもは、だから先ほども申し上げましたように、我々の立場は何とかお貸しできますよ、事業連におなりにありますよ、というふうな御勧告

なり、御注意等をいたして参つたのでございまして、で、結局それが本当だと思ふのであります。我々は連合会にお貸しできないから、そのまゝにしておす。何とかしてお貸しできるよになつて頂きたいという念願でございまして、で、実は再建整備の段階ですね、少し申上げ過ぎるかも知れませんが、再建整備の段階におきまして、あの法律を国会で御審議の裏に私は当時申上げたのでございまして、政府のほうに申上げました。金融機関がやはり再建整備といふことについて、もつと熱心になりまして、このことを申上げたのです。当時の再建整備法は政府が御指導になりました。補助金を交付になりました、事業連或いは単協との間に再建整備計画をお立てになります、それを政府が御承認になつて補助金をお渡しになる。併しそういうのは失礼でございまして、併しその当時数千の組合及び連合会が一度に再建整備をなさらうといふのでございまして、なかなか目がお届きにならなかつたことも無理がないと思ひます。そういうのは失礼ですが、一律一体の整備計画ができたんだらうと思ひます。その当時我々もそういうことを、金融機関が関係したならばということをお申上げましたのは、何も出しやばりまして、お邪魔をしようといふつもりでございまして、金融機関が責任を持つて申しますか、一部の責任を持ちましていろいろそれに関係いたしましてやかましいことを申すばかりじゃございませぬ。当然御協力申上げて必要なる御融資をする。或いは若し条件緩和が絶対

必要であれば、金融機関の安全を書さないと、いふことで条件緩和を進んでおるといふふうに出たのでございまして。併し当時はその必要を、まあなしたし御決定で、我々金融機関といつたしましては、信連、中金はあの再建整備を受けました、現実的に本当にどうこうといふことはございませぬ。で、それはまあさう言つちや何でございまして、私どもの念願は、只今河野委員の仰せのように事業連が困つていらつしやる、過去はいくら御批評もございまして、この状況を見ましたらば、事業連のお立て直しですね。これを我々も他人事と思ひませぬのでございまして。立直つて下されば御融資ができる、お立て直しにならん前に御融資をしようといふと両方ともすくんでしまふ。そういう関係において金融機関は出しやばるのじゃなく、いろいろ事業連が今後再建整備計画をお立てになりますにつきまして御相談を頂きたい。信連と御相談頂きたい。又中金に御相談を頂くことになりまして、そのときに我々としては貸せる事業連になつて頂きたいと思ひます。又その計画をお立てになるときに資金が要つたり、金融機関とのいろいろ条件をお交えになつたりすることの御必要があるのをごさいますから、補助金をおもらいになるだけのことならば、言い過ぎかも知れませんが、申請書をお書きになればいいのですけれども、金融機関となれば御相談でございまして、その御相談をして頂くことは金融機関としてはもう当然覚悟しております。その御相談を受ければ、当然今度法律でそういうふうな御規定

になれば我々としては義務としてでも御相談に乗ります。そのときにはこれはいい、悪いと言つてはねるわけには行かないのでございまして、それは表面的にはさうございしますが、金融機関の金融人の感じから申しますと、とにかく自分の大事なお得意なんですね事業連……は。この事業連に金が貸せないといふことは今の信連の悩みだと思ひます。信連は預金をどん／＼吸収なさいまして、その預金をどこに御融通になりますか、単協にお廻しになることもございまして、産業界、組合時代、農業時代からそれは事業連に行つていますね。いわゆる内部融資といふものができております。それが信連が独立なさいまして、そういう形だと存じます。中金はやはり全購、全販、全国団体に内部融資がございませぬ、金融しておられます。これが貸せませんときには、信連としては勢い中金にそれをお預けになる必要になるかと思つてございまして。そうすると、お預けになると貸すのとでは、これはよほど利廻りが悪いのでございまして、そういう意味から申しますと、信連がお仕事をなさるうとすするためには事業連がしつかりしていなければならぬ、その御相談を、事業連が本当に再建整備促進法で整備計画をお立てになりますときに御相談を受ければ有難いと思つて、金融機関の者は御相談に乗るべき筋だと思ひます。これが従来の金融機関が自動車に乗つて、長靴を穿いてる事業連のかれを相手にするといふところから、傲然と構えてお相手をするならば、これは全く相済まんことだと思つております。我々といいたしましては、まあ御指摘の

ような点も我々の目で見えております。苦々しいことだと思つておりますが、まあどつちかと言へば事業連が自動車に乗るよになつて頂きたいと思ひます。ここは本当に謙虚な気持を持ちまして、そうして御相談をして、そうして我々は基礎を危うくしない限りにおいて御協力するといふことを是非やりたい。これは又信連のかたんに限らず、御意見もおありだろうと思ひますから、私はさうなことを信連にお願ひをしたいと思います。又信連がそれをなさいまして、併し、いろいろ御事情がございまして、併し、信連こそ我々のお取引がございまして、我々は我々と信連とのお取引を通してでも、信連をさういふふうな御処置のとれまうように御協力を尽したい、かように考へております。○河野三君 理事長としてのお気持はよくわかりましたが、くどいようですが、重ねて申しますが、今までの中金、特に信連の場合、一般の市中銀行と少しも態度が変らないのです。それはです、傾きかけた会社に対して債権を追及するといふ場合に、少なくとも市中銀行とこの中金初め信連の特殊の金融機関とは違ふはずだと思ひます。片一方は潰れても何でも金を取りつづけられなく、元本は勿論金利までも全部取上げればよいといふことで一般の銀行は行きます。そこに情愛、又その他の目的とかいふものは何もありませぬ。そういうことで行くか、大抵市中銀行の場合は会社は潰れてしまつても金だけは全部取つちやうといふ形です。ところがそれと同じように、中金なり信連が私は大體やつたと思ひます。そ

れが今日の事業連の不振というものを私はもたらしたと思ひます。これは少し極端ですけれども、これでは特殊金融機関としての性格は何もない。やはり私は中金初め信連というものは、村で貧乏人ができたらあとの者は皆で無尽をかけて、そうして五年でも、十年でも、二十年でも、無尽でその家を一ツ再建させてやるという事で行く、この無尽の精神と同じことで、私はあなたの幕下の人は勿論のこと、信連に至るまでその気持で私は運営して行かなければ、こんなものは要らないことになつてしまふ、農民から見れば……、その点について非常に抽象論になるかも知れませんが、お氣持はどうでございますか。

○参考人(湯河元成君) 大体河野委員と同じ氣持でございます。無尽というものもよく具体的にやつておりませんのでわかりませんが、銀行の場合でも、今ここで御審議になつていらつしやる整備促進のような動きが真にあるのでございます。それは今御指摘になりましたのはむづかしい場合のことでございますが、大事な機関になりまして、その影響が大きいときには銀行も御承知と思ひますが、一昨年でございますか、去年の春でございますか、大阪あたりにあのいろ／＼パニックが起りましたときに潰れたものもございしますが、銀行が揃つて手を出しまして、そのあとには日本銀行が控えていて、そうして倒れちや大変だといふところを救つております。當利金融機関でもやはりそれは潰れれば自分のマイナスになりますのみならず、将来の取引先を失ふということになります。そ

れのみならず、やはり一般に対する影響が大きい、こういうことになりまして、その一般に対する影響が大きいものに対しては、今おつしやつたようなむづかしいことはできません。それで協同組合の場合も私は同様だろつと思ひます。特に事業連ですね、こういうふうな県なり、全体に亘るものを潰していかうか、何とか言ひますが、事業を停止されちやつてもいい、そういうふうなことはその金融的な、金融だけの見地から言ひますと、そういうことが若し望まれたとしても許されんことだと存じております。この点は私は今度の再建整備促進に表面上は別に出ておりませんようでございますが、事業連と申しますものは、これはもうその地方経済の中心機関でございます。農林業漁業の中心経済機関でございます。これが立つたか倒れるかといふことは、その地方経済の大問題だと思つておりますので、我々は何とよりできそうです。これはお返ししたいと存じております。努力的にも、その智慧を絞つてでも、それから金融的な操作の許す限りにおいてやりたいと思つておりますが、それ以上にやはり地方経済の大問題として、地方の知事等は深い関心を持つてもらわなければならぬ、かように考へております。従来の信連や中金の行き方を、今河野さんがおつしやつたように高利貸のような態度でやないかといふような御指摘でございますけれども、少なくとも組合金融と申しますものは、いわゆる指導金融でやかまないと申上げます。やかましいことを申上げればならぬと思つておりますから、やかましいことを申上げるので

ございしますが、潰れてもいいと思つておりませんが、それで、ただこういうことだけはございします。一律一体に戦後無茶苦茶にできました協同組合の中には、本当にこれが潰れてもいい、大した影響はない、むしろ或いは統合等があつたほうがいい、これはとても駄目だ、そういうものはとろ／＼にあるかも知れません。そういうものはむしろ合理化の意味を以て潰すといふことはあるかと思ひます。自分の信用事業だけの身を守るために相手を見殺しにするといふことは許すべからざることだと思ひます。若しも何か具体的な事情においてそういうことがあつたとすれば、お詫びをしなければならぬと思ひます。将来はそういうことを私たちがはしないつもりでおります。信連もなさらないと思ひます。

○河野謙三君 それは冒頭に申上げましたように、私がいろ／＼過去において、この本委員会において中金に非難を浴せたことも、これから又お伺いすること、理事長のお考えにあらざる中金全体の龐大な組織の中に理事長の意思に反した行動が行われていふ、この私は思つております。今理事長いろいろ言われまするけれども、私はいろいろ思うのですよ。こういう赤字の補填の問題、何だかあなたのほうの機関は、貸すほうは嚴重にやつておつて引つかからないようにやつておつて、そうして事業連のほうは金がやかましい、ちつとも出て来ない、手も足も出なくなつてだん／＼萎靡衰退しちやう、なに、その頃には又政府が何か面倒を見てくれるだろう、これは一番あなたの方にすれば御都合のいい案だが、これは國家なり、議會は迷惑千万

です。これは少なくとも過去四、五年の間私はそういう経過になつていふと思ひます。こんな尻を我々がこの暑いの、どうやらこうやらやつていふのは迷惑千万だと思ひます。それはあなたの氣持じやないけれども、現実には理事長御否定はできないと思ひます。例えば今日議題になつております有畜農家の維持創設の問題にしても、家畜導入資金の問題にしても、而もこれは農業共済の關係であつて、あれは殆んど間違いない金です。それすらもあなたのほうもどうだこうだと言ふし、今度は信連のほうに行くと、もつとそれに輪をかけて、高利貸のような気分を出してやかましいことを言ふし、畜産局の意思はちつとも農民には徹底しない、こういうことになつておる。それは農林省のいろ／＼な施策によつて突然融資さるべきものを、そこに必要以上に嚴格なるあなたの査定のためにこれは少しも金は廻らない。農民も困る、事業連も困る、こういうことを繰返されては行かぬ。そこで私はあなたのお氣持はわかりましたから、もうそのお氣持の通りに、一つあなたの全組織を、かりそめにも理事長の意思に反するやうな行動をするものは断固として処罰するくらいでやつてもらわなければ困ると思ひます。そこで私は一つ理事長に御質問申上げるにつきますして、食糧庁のほうにいろ／＼資料の要求をしておきましたか、これは食糧庁自体からも出して頂く資料、それから中金の側からも出して頂く資料、これは要求しましたが、何か手許に届いておりませんか……。

○政府委員(前谷重夫君) お答え申上げますが、昨年度におきまする政府資金の前渡しの問題についてのお話かと存じます。この点につきましては、この前も申上げましたように、実は我々といたしましては、例えば麦につきましては或る程度買入見込数量を以てやるわけでございしますが、統制撤廃後の關係上、見込の違ひがございまして、その計画通りに行つていないという事実もございしますし、又米の場合におきますしては、御承知のように、昨年度におきますして予想以上に出たといふやうな事情もありまして、必らずしも計画通りには行つておらないわけでございます。で、今手許に資料は持ちませんが、御要求の何につきましては調べまして御報告いたしたいと思ひます。

○河野謙三君 私はそこで、それじや一つこの機会に重ねて理事長から御答弁をお願いいたします。私は昨日、食管から中央金庫に政府資金が預託された場合に、その目的以外にその預託された金が使われた事實はありませんかといふことを聞いたのでございします。例えば具体的に言うならば、昨年の麦の買入資金について預託を受けた、ところが麦が予定よりも非常に政府への売渡しが少なくなつた、そこに資金が非常に余つて来たといふ場合に、その資金は当然私は他に使われていふと思ひます、私は使うことが必らずしも悪いとは思つておりませんが、使つていふところが悪いといふのじやありません。そういう事実がありますか、どうですかといふところが、あなたのほうの副理事長は、私があたかもデマでも飛ばしてはならない、そういう事実はありませんか、はつきりここで言ひました

が、そういうやうな事實はございませ

いようなところも救うようにというこ
とだと思えます。我々は損失補償を頂
きませんでも、是非損失補償を付けて
ということでもなくともいいのじやない
かとも思われる。まあ有畜農家創設の
問題を河野委員は大体言っているんじ
やないかという仰せでございますが、
実際私も心が配っておりますのは、
乳価の変動或いは乳製品等のいろい
ろの措置等は、あの有畜農家創設資金
でお借りになつた農家のお立場はど
うかということが非常に案ぜられるの
で、そういうことからいたしましたして、
目先我々も裸で融資いたしました、
いつ不測の事態が起らんとも限らん、
こういうふうな場合、そのときに金融
機関のやつがぐずぐず言わんで貸すよ
うにというのがある損失補償だろ
うと思ひます。でありますから、我々の
ほうとしては、損失補償をして頂けば
それだけ資金は確実になります。その
ことは通ると思ひますけれども、それ
が直ぐ危険負担料として割引かれると
いうことにつきましましては、我々として
は考えなければいかんように考えられ
ます。併しそういうことだけでなく、
私は今次の国会におかれまして、殊に
農林関係の金融の金利問題をいろい
ろと御指摘を頂きまして非常に感じが深
いのであります。実は国全体に亘つて
は金利の……産業負担の問題が出てお
ります。我々といたしましては、金融
機関の者といたしましては、決して妥
如としておるべきものではないという
ふうにお考えおるのであります。こう
いう負担は成るべく少いほうがいいこ
とはよくわかつておりますのでござい
ますが、併し例えは今の有畜農家の場
合で申しまして、只今までの金融は

農林中金だけではございませんで、単
協、信連等もそれ／＼自己資金を運用
してやる、我々はその足りないところ
の特別の事情のあるところに対する融
資をいたしてあります。若し中金が今
の金利を動かしますことは、それらの
金融事業に影響があると思ひます。こ
は我々としてよほど今後は研究して見
なければならんと考えておりますが、只
今ここでちよつと御即答を申上げかね
ると思ひます。

○河野三君 実は今度の三割の損失
補償について誤解されておると思ひ
ますが、今あなたがおつしやるその誤
解は私も持つておつた。今度損失補償
をするから、今まで危いと思つたこと
るまで突込んで貸すというふうな内容
と思つておつたところが、貸し方は今
までと同じなんです。貸し方は三割
の補償もやはり単位農協を対象とし
ての三割の損失補償だ。貸し方は今
までと同じなんです。だからこの点を
我々今この法案審議に當つて問題にし
ておるのでありますけれども、政府の
原案というものは、何も危いところへ
入り込むのだから三割補償をするとい
う内容にはなつておらない。でありま
すから、そういう意味合でも二割五厘
くらいにしたらどうです。二割七厘
とつておかなくてはならないという根
拠が見当りません。これを二割七厘、
一割とか、一割五分とかにするのは、
先ほど来の湯河理事長の農林金融政策
についての思想と少し私は違ふと思ひ
ますので、十分御検討を願つて、私は具
体的に即答を求めたわけではございませ
んが、併しさらばと言つて今日明日中
に具体的な回答を得たいと思ひます。
他の委員のかたも御質問が非常に多い

ようございませんで、私はこの辺で終
ります。

○戸叶武君 この中金と農協の関係を
詳しく話して頂いて、農協が健全にな
らざる限り、中金がこれとのスムース
な協力は困難であることを我々了解す
ることができたのでありますけれども、
も、併し今日の現状を見ております
と、中金及び信連系統の存在というも
のは、協同組合運動における王様のよ
うな生活をしてゐる。それに反して農
業協同組合における事業連というもの
は、まさに奴隷か、ルンペンのように
喘いでいる姿が日本の不健全農協運動
の姿だと思ひます。これは明らかに
日本の農業協同組合運動の当初から見
まして、イギリスや、フランスよりも
ドイツ流の信用組合運動を中心とした
三組運動から、戦時中農協の運動に
至るまで、信連関係のプラス、事業連
関係のマイナスとが相和して、そこに
日本の農業協同組合運動が推進された
のであります。これは偽りという
か、何かおの／＼分裂をいたしまし
て、結局このマイナスと赤字を背負つ
て事業連は転落の一途を辿り、中金な
り信連はあかかも市中銀行、それ以上
の特権を以て、そしてその豊かな一
つの立場を保つて来た今日、それは進
駐軍の圧力の下においてそういうこと
をされたんだから仕方ないという形
で放任されて来たようでありまして、
この間にあつて農林当局も怠慢極まる
し、中金といたしましては薄情であり
まして、結局この事業連の転落の姿を
そのまま冷然として今日までみつめて
来ておつたのが事実であります。今初
めて病膏背に入つた瀕死の状態の農協
に対して再建整備促進ということがや

られておりますが、まあこういうこと
も大事でしょう。併しこのときにおい
て我々は日本の農協運動の健全性を取
り戻すには、第一に中金と信連に焼き
を入れなければならぬという声がある
上において農民の一般の声です。今ま
で中金なり、信連が黒字を作り上げた
のは、その人々自身の力というより
は、時勢の変転から作り上げたところ
の出来事であつて、むしろこの際中金
なり、信連なりというものは、相当の犠
牲を払つても日本のこの瀕死の状態に
ある農業協同組合の建直しのために犠
牲的な、奉仕的な立場をとつて行かな
ければならない。そういうことを我々
は望んでおるのでありますが、今までのい
ろいろな農業政策の個々の農民層から
出て来るセクショナリズム的なこの農
政のあり方を見ておると、すべての人
たちが何か農林省は中金の番頭にい
つて転落したかと言われるほど、中金の安
全を保つことのみになつてしまつてい
る。中金が謙虚なる形において具体的
にどういう線に日本の事業連を中心とし
たところの農業協同組合運動の建直しに
協力態勢を持つて行くか、その点につ
いて先ずお尋ねいたします。

○参考人(湯河元成君) 少し申上げた
いと存じますが、信連、中金が黒字を
出しておる、事業連が非常に苦しいお
立場であるのに、我々はこれを安穩と
して見ておるつもりはありませんで、
先ほど申上げましたように、事業
連がしつかりしてなければ信連も
困るのですが、何となしに事業連と信
連の間が疎隔している、或いは中金と
全国連合会が疎隔しているということ

は、これは金融機関に対して或いはあ
きたらない点もあつたかと思ひます。
併し事業連においても、とも／＼の御
尽力を頂いて、共々に行つて行くよ
りはかかないと思ひます。私は金融機
関のものといたしまして、信連のかたの
御意向は一々申上げられたいと思ひ
ますが、事実におきまして、事業連の
経営というものは必ずしも経済機関
として経営の健全性を維持していか
ないという、無統制経済以来、実はい
ろいろな柔な仕事をされて来られた経験の
あるかた／＼、又或いは過去の三組運
動の御苦心等をしみ／＼と御体験にな
つたかた／＼、又その以外のかた／＼
が経営になつていらして、あのインフ
レーションからデイス・インフレーション
の変転した過程において、うまくやつ
て頂けるといふことはそう／＼は期待
できなかつたと思ひます。金融機
関のものといたしましては、さよ
うな期間におきまして、あせむ、こ
うせいと申すことがどうか、気付きの
限りは申上げるといたしまして、金
融機関がそう指図がましいことを言
うべきかどうか。事業連というものは
立した機関としてやつておる。事業連
が今日非常に苦しい立場に立つてお
ることは承知しておりますが、金融機
関としては冷然として見ていたか。冷然
として見ていたから、こういうこと
になつたのだというふうには、私はそれ
だけではないと思ひます。こういう感じも
ございませんで、そこで再建整備問題から
整備促進の問題に、こういうふうに進
んでいらつしやいます事業連のかたが
たにおかれましては、我々も御相談が
あれば幾重にも打割つたお話を申上げ
て御相談して参りたいと思ひますが、

やはり事業連の経営者自身において直すべき点がある、それを直して頂く。それでそれについて若し金融機関のものが気が付かれば申上げもいたしますが、申上げるといふことは、同時に過去におけるところの、或いは先ほど河野委員の仰せの通り、どつちつちと思ふような場合がございます。今後の問題として、うるさいことばかり言つて見放すのだというふうな事のないように、これはどうしても組合金融としては、事業連に整備して頂いた以上は貸込むのだという感じ、これを以て事業連がもう赤字は作らない、仕事を多くして行くことによつて赤字は殖やさない、そうして仕事を多く持つて行つて、それから又いろいろの措置によつて健全化して行くのだ、仕事があだん／＼と伸びて行くのでなければ、整備促進が単に赤字を抱いたまま、バランスしてないという状態ではいけない、かように感じております。

○戸叶武君 事業連が弱体であるということは、私たちがよく調査して知つております。特に戦後においては理事者が地方のボスばかりであつて、いわゆるやり手派の連中が自分の私腹を肥すために、協同組合の理念を忘れてこれを悪用した点が多々あり、又職員というものが、商人と拮抗して行くだけの訓練、経験を何もしていないままに、ますます以て協同組合運動の筋金が入らなかつた点がある。併しなから今下部におけるところの農民が、かねてこの信連や農協を通じて金を借りてこの途や何かを、ずつと私は自分の大学の学生にアルバイトに調べさしておりますが、非常に高い、大分やられております。而もそれは単協が信連

から止むを得ないというのではなく、少くとも農政に携わつて居る農林省が、あのみじめな姿に事業連が転落するまで、なせもつと早く幾多の治療を加えなかつたか。農林省からその理由をお聞きします。中金問題と関連して……。

○政府委員(谷垣専一君) 御指摘の点も尤もな点があると思ひます。終戦後協同組合という現在の制度ができました時分に、非常に自主性といふことが尊とばれまして、自主性がいわば自由放任でよい、役人が何らタッチしない。指導も加えてはいけなかつたというふうな一種の行政方針がとられましたことは、大きな間違いであつたと私も今願ひ見まして責任を感じて居るのであります。ただ官庁或いは金融機関等が指導するといふことになりましたら、そこにはやはり官僚的な独善性が生れて来るという弊害もあつたので、その辺の兼ね合はむづかしい問題と思ひますけれども、自主性を尊重しながら適宜な指導或いは助成を加えて行くといふことが私どもの方針でなければならぬ、かように考えております。今後若し再建整備法に引続きまして整備促進法が制定されますならば、いわば国の最高権威としての方針も、そういうところにおのずからきまつて、いふやうなところにもなりますので、私どももさうな方針で今後参りたい、かように存じております。

○戸叶武君 最後にお願ひいたしますが、この間からもお願ひしておつたのを出て行つた金の金利、それから信連から単協に出て行つた金、その単協から農民に渡つたもの、その金利の動きに対する統計が農林省か中金にありませぬか。

○政府委員(谷垣専一君) お尋ねのような御趣旨に十分合致するかどうか必ずしも明確でございませぬが、御趣旨のような資料がございませぬから提出したいと思ひます。

○戸叶武君 是非御提出願ひします。

○松浦定義君 私は今理事長のお話につきましては、大体了承ができるのですが、ただもつと突つ込んで、農民の金融に対する唯一のサービス機関である金融機関としての中金は、今のお話でありますと、末端に対するのは府県の信連に扱わせているというふうなお言葉があつたようでありまして、少くともこの連合会の構成組織の中核をなして居るものは単協であるのでありまして、少くともこの単協の実態というものを十分御認識にならないといふと、私は非常に全体から非難をされるような点になつて来ると思ひますので、この問題の焦点について私の考えをお話しますと、一申上げまして、今後もう少し本当に幅のあるところのお考えを出して頂きたい。と申しますのは、先ほど、とにかく事業連等がその受入態勢を作つて来れば幾らでも貸してやるのだ、貸せば儲かるというふうなお話があつて、先ほど理事長のお話では、すでに三百億も余つて居るから、いつでも申入に應ずるといふやうなお話ですが、我々末端の農民といつたしましては、今年ぐらゐ金融に困つて居ることはない。困つて居るにかならず、こちらに参りますと、その金は余つて居る。従つてその金を余したものは誰かと言へば、或いは又同じ農村の中の余裕のある、つまり俗に言う

え願つて、やはり一つの線まで貸付けるというように、内部的にはそういうふうな実態をよく把握しないと、今年歳々繰返されて来る。そういう意味で今後借進にいたしても、末端の意向もそういう意味からよく一つ御注意願いたい。それと先ほど北委員が申しておりましたが、やはり生産事業というものをやる場合には、国がその指導事業を行う場合には国がやつたほうがいいのだというお考え、これは非常に間違つたお考えでないかと、この思ふのです。例えばたとえ今私が申上げましたようなことを充実する場合に、末端の指導者という者は非常に苦しんでいるわけなんです。そういう場合に、国が若しこれをやるという場合には、例えば現在の教員の問題でもやはり通り一遍な法案によつてやられたり、或いはそうしたものにようになります。山間僻地には先生が行かないので、それと同じように、国が一律でやつた場合にはそういう恵まれない農村に対しては、国からそういう金が行かないという。従つてそういう面から行くと、やはり折角国からやつてもらつても、やはり非常に富裕町村に対しては、いろいろの形でそういうものを優遇すればだん／＼よくなつて来るから、先ほど申上げましたような逆な、又表彰されるのもそういうところであるし、金の融資もそういうところは受けられる。又いろいろの附帯的な事業も、工業も起るといふことになつて、飽くまでそういう点については、私はそういう恵まれない町村に対しては、いつまで経つてもいたちごとくに

なつてしまふ。そういう意味で一つの指導面に対する技術の面は、又別な機会がありますけれども、今申上げましたような実態をよくお考えになつて、本当に困つたところのきあ単協に対しては、もう少し親切な考え方に立つて頂きたい、かように考えておられますので、これは別にまあ御意見を承るる気持はないのでありますけれども、あらかじめ全国的にはそういう問題が今日まであつたと思ひますが、今お話のように、金が余つておつて整備ができればいいでも貸すというふうな、こういうまあ実態であるならば、やはり多少そういう面を見て頂きたい。本当に先ほどの理事長のお考え通りに、運営が適正化されると思ひますので、希望意見として一つお願いしておきたいと思ひます。

○参考人(湯河元威君) 只今御注意頂きました点は我々も今後十分気を付けて参るべきところと思つたのでございませうけれども、実は県内の単協の信用取引はできるだけ信用に責任を持つて頂きたいという考え方は、申上げますれば話は長いのでございませうけれども、実は私も確信をいたしまして、そういう話をいたしておりましたので、さればといつて借進にお願いして参りますし、いつ何とき中金が、借進の御要請によりましては金を出さなければならぬわけでありまして、我々としては、やはり地方のそれ／＼の末端の御事情は十分に注意しなければならぬと思つておられます。我々のほうでも御注意の点等は十分気を付けますし、なお借進に對して申しても、よく気を付けて参らうようにいたします。又昨日副理事長が参りまして、大変金が余つてい

いうような話もしたようでありまして、その金が余つていられるわけじゃないのでございまして、実は日本銀行から借りる力があるというわけではございませぬ。

○松浦定義君 これは又大変なことをお伺いをするようで、日本銀行からそんな三百億くらいの程度を借りるのじや足りないのです。これはもう今の水害とか、いろいろの問題等をすつと考へて参りますと、その程度のものくらいいじやなか／＼納得できないので、今三百億余つていられるというやつは、私はまあ昨日言われなくても別なほうから聞いているので、これは私も昨日はつきりしたと思つて喜んでおつたわけですが、どうも今の理事長のお考えと大変食い違ひがあるようですから、若しそういうならば、その点をはつきりして頂かないと、相当私も先日の御意見で大分これは、もうここだけでどうにもならないようなあれになつていられると思ひますから、その点一つはつきりして頂きたいと思ひます。

○参考人(湯河元威君) はつきり申上げておきます。我々は必要な資金を調達し得るといふことを申上げるのであります。ですからその金が、例えば今度の災害等においていられる／＼必要な資金があるわけではございませぬ。というのは、我々の今の力を以てすれば御用立てできる、こういうことではございませぬ。決してだぶ／＼金が遊んでいられるわけじやございませぬ。

○松浦定義君 その災害に三百億というのは付けたりに言つただけで、實際残つていられる三百億というのははつきり言われておりますから、この点は今如何に理事長がそういうふうなふうな上手にまあ答弁をされましたも私どもは了承することはできません。

○参考人(湯河元威君) 副理事長も三百億の適格担保があるという趣旨で以て申上げたのであります。それはそれでいいのでございませぬ。災害の資金ばかりでございませぬで、農業上いろいろ必要な、殊に協同組合関係の資金の需要が起りますれば我々はそれを御融通する力がある。何も現金を持つていなくても、それをすく例えば農業手形のごときは、今のところ日本銀行にすぐ担保に入れて金を借りられるものが中金の手許に残つております。これは必要に応じてすぐ資金化できるものであります。

○松浦定義君 例へば百歩譲りまして、今理事長の言われるように解釈するとしても、昨日言われた副理事長の三百億あると、こう考へてよろしうございませぬか。

○参考人(湯河元威君) 結果は同様になると思つたので、すけれども、それは非常に誤解を起すと思つたので、我々は農業手形のごときはこれは日本銀行に担保に入れる。その他日本銀行に担保し得るものがあつて、必要な資金の、つまり金融市場において、経済市場において必要とされる資金を中金はその担保を活用して調達できるという事実は、外から御覧になれば、それは中金にそれだけの金があるかと御覧になつてもよろしうございませぬ。

○松浦定義君 これはそういう細かい含みのあるお言葉でなしに、ずばりと申されたのでそういうふうな解したのですが、又速記も残つてい

○鈴木一君 私たち、はなから見ていられるかと思つていられるかも知れませんが、金庫には金庫なりの業務の運営の方針があると思つたので。県とか、各県の出張所、支所というものは中間経費は省くという意味でやめて、県の借進にそういうものを委託する。そういう点から余つた経費というものは指導連の事業に融通するとか、銀行の金利を年末には、期末には負けてやるとか、そういうわけに行かないものでしようか。

○参考人(湯河元威君) 農林中央金庫の地方機構の問題でございませぬが、先ほどお話のございましたように、我々東京にだけおりました地方の情勢も暗うございまして、又實際いろいろの取引上において間違いも起るとも思ひます。それから我々のほうの負担で地方に事務所を置きますと、その地方のことはそこで直接お取引ができますので御便宜かと思ひまして、地方機構を作

つておられますのでございます。これはやはり日本銀行が本店を東京に持ちながら、各所に支店を持つてゐるのと同じく、市中銀行、日本銀行の關係と似てゐるのでありますので、我々は信連との關係におきましては、農信連との關係におきまして、いろいろ信連にやつて頂いて済むお仕事等につきましては、信連と話をいたしまして、信連にやつて頂くように御相談中でございます。我々はそれは結構なことだと思つておられますので、併し農林中金といたしましては、実は日本銀行との取引等は、今日の段階におきましては組合金融の關係は中金がやつておられますので、これはやはり日本銀行の出先もございまして、一々東京との取引でなく、その地方で片付くという便利もございまして、又農業だけでなくして、森林、水産その他の農林漁業に關する金融は信連では扱にくい点もござい

は、農林中金のは再びおやり願う機会があります、この法案と直結してやりますれば……。

○河野謙三君 中金の場合ですね。例へば今度のような農産物価格安定法の措置による問題、又は有畜農家創設特別措置法、その他政府の施策によつて、あなたのほうの資金の扱ひ量が殖えましても、一般の銀行の場合には預金を吸収するために莫大な営業費を使つて預金の吸収をして、そして扱ひ資金量を殖やしておられます。これには併しそれに比例していわゆる営業費といふものがかかつて来る。ところが中金の場合には、この場合一般の市中銀行とは違つて、政府の政策によつて、その結果出て来る扱ひ資金量といふものも増が出て参ります。この金融について用語がまずいかも知れませんが、そういうふうな性格が違うので、あなたのほうの、いわゆる極端に言いますと、併せずして入つて来る預金、又併せずして健全な貸付、この量が殖えて参つてゐると思つたのです。そういう場合には、そういう特殊な施策の結果として出て来る預金、この貸付の場合には、その貸付に要するあなたのほうの営業費的なものを、これは別に扱つて幾らか安く、いわゆる利鞘といふものを市中の銀行並に全部これを一つのものにプールして、何でも預金と貸付の間の利鞘といふものを五厘とか、三厘とか、こういうことにきめちやつてゐるわけですか。

○政府委員(湯河元威君) これはなかなか複雑な問題でございます。簡単に申上げるといけないかも知れませんが、先ほど河野委員は政府のこのいろいろ制度施策をお立てになるにお

いて中金の資金が殖える部分があるよ

うな御指摘もございましたが、又一面に仕事が増えるのじやないか、仕事が増えればその仕事を賄う資金はどうするかという問題、そうすると、それは紐付預託とか、前渡金とかいうような、まさにこれは政府の資金なんです。我々併せずしてそれだけの資金を以て仕事をやるわけですね。併し政府がおきめになつた仕事、その仕事というものは必要なことはわかりませんが、危ないかどうかということについては、これはこちらに独自の考え方があ

るわけですね。それをしろ〜とおつしやいますからします。ですから、併しや

いませう。先ほど申したように、併しや

いませう。先ほど申したように、併しや

いませう。先ほど申したように、併しや

いませう。先ほど申したように、併しや

な場合にその預金貸出としての利鞘、これを五分なら五分見る。今までのような指定預金の場合には、一般に五分であるけれども、この場合は二分であるとか、一分五厘であるとかいうふうな區別されてゐるんですか。

○参考人(湯河元威君) それは例へば今の御指摘のように、或る者に貸す、貸してゐる間ちやんと紐付であればいいんですが今までは政府から指定預金でも、政府はどのように引揚げたいというときに、中金は自分で自分の自己資金で賄わなければならぬといふふうなものでですね。そうでないものもあるんです。そのそうでないものも、我々とはやかく申しませんが、いづ引揚げられるかわからない資金ですね。それはたまたま政府のほうから、つまり財政引揚超過が多くて、それを民間に戻すというのには用途として指定なさずにお渡しになる資金は、これは我々は別になつてゐると思つた。

○河野謙三君 だから貸出しから始まつて回収に至るまで全部自己資金によつて賄えないで、ただ取次の金融業務をやつた、こういう種類のものにはおのずと別の建前をとつてゐるわけですね。その場合は一体どのくらいで、これは一般の金利体系を案すとか、何かいふ問題にならん特殊のケースです。から、こういう場合は一体どういふうに……。

○参考人(湯河元威君) 結局觀念的には恐らく危険負担といふものは或いは少なくなるかも知れませんが、危険負担といふものが……、或いはそういうときに自分の利益というものを殆んどとりません。當利的に考えないのでございませぬ。実費的な額を計上する、

○河野謙三君 大分委員長議事進行で氣にしておられるようですから、話はまだ大分あるんですけれども、折角理事長見えておられるんだけれども、この辺でやめますから余り氣にしないで下さい。最後に、今ここで議題になつてゐる再建整備促進につきまして、私は従来から、この金を貸すだけではない、本當のこれは再建整備にはならないといふことを主張してゐるんですが、農業界の権威として、理事長はこの措置だけによつて農協が息を吹き返すと思つてゐますか、或いはそうでなく、いろいろ理事長は今日は公聴会でなく、参考人でお招きしたというよりな意味合で、只今そういう意味合で一つ農協の再建について、あなたの

○河野謙三君 具体的に例へば経済局のほうから肥料資金というものを紐付で来る預託があつた。そういう場合、これを全購連に貸した、こういう場合には一体どのくらい何になるんですか。

○参考人(湯河元威君) 肥料資金とおつしやいますのは、恐らく肥料の需給安定のあの施策の資金だろつと思つて、そういうものにつきては、只今想定しましたような關係ができるかどうかわかりませんが、私どもとしては、さつき申しましたように、普通の金利でもマージンさえあれば当然遠慮すべきだと思つておられます。どの程度といふことは、それは場合々々によつてやらなければならぬ。極く最近、確か共済金の例はこれは全く政府が當然お出しになるべきでありまして、仮に私どものところへお出しになりましたも、これは極力減らしておられます。

○河野謙三君 大分委員長議事進行で氣にしておられるようですから、話はまだ大分あるんですけれども、折角理事長見えておられるんだけれども、この辺でやめますから余り氣にしないで下さい。最後に、今ここで議題になつてゐる再建整備促進につきまして、私は従来から、この金を貸すだけではない、本當のこれは再建整備にはならないといふことを主張してゐるんですが、農業界の権威として、理事長はこの措置だけによつて農協が息を吹き返すと思つてゐますか、或いはそうでなく、いろいろ理事長は今日は公聴会でなく、参考人でお招きしたというよりな意味合で、只今そういう意味合で一つ農協の再建について、あなたの

○河野謙三君 具体的に例へば経済局のほうから肥料資金というものを紐付で来る預託があつた。そういう場合、これを全購連に貸した、こういう場合には一体どのくらい何になるんですか。

○参考人(湯河元威君) 肥料資金とおつしやいますのは、恐らく肥料の需給安定のあの施策の資金だろつと思つて、そういうものにつきては、只今想定しましたような關係ができるかどうかわかりませんが、私どもとしては、さつき申しましたように、普通の金利でもマージンさえあれば当然遠慮すべきだと思つておられます。どの程度といふことは、それは場合々々によつてやらなければならぬ。極く最近、確か共済金の例はこれは全く政府が當然お出しになるべきでありまして、仮に私どものところへお出しになりましたも、これは極力減らしておられます。

○委員長(片柳眞吉君) 一般的事項

意見は非常に尊い意見だと思ひますから、一つ何か御意見を最後に伺つて私にはあとが質問しませんから……。

○参考人(湯河元威君) 自分分のほうのお願ひ等を述べて見たいと思ひます。私はこの法案の御構想は、これは一番当初に河野さんがおつしやつたように、お前済まんと思わんか、私は済まんと思ひます。これをやると思ひましたら、我々は先ほど来申上げましたように、金融機関としてもベストを尽して見たいと思つておりましたが、今日の事業連或いは農林漁業組合連合会が悩んでおられますのは、こういう利子補給と、それから金融機関の協力だけで建直るかという点につきましては、私はそれでないと思つておりました。これは全面的な努力が要るのであつて、それは先ず事業連のかたが本當にしつかりなさらなければいかん、それは先ほどどなたかの仰せのように、妙なボスみたような人がいて食い物にされちゃかたないでございませぬ。それから役員ばかりじやございませぬ。職員がしつかりしていなければいかん。職員の質、そこいらにつきましては、本當に我々は第一にメスを入れなければいかん、メスを入れるといつちや恐れ入りますが、お考えを願わなければならぬ。それから仕事のやり方でございませぬ。これにつきましては全購運、全販運等が非常に苦心をなさいまして、今日系統の仕事のやり方を御指導になつて我々も陰ながらお世話になつておられます。あの組合らしいやり方を、これを徹底しなければ駄目だと思ひます。それは併し反響が強いのでございませぬ。強いのでございませぬが、漸次その共鳴者が殖えて来ておられます。

ので、我々は希望を持つておるわけでありませぬ。それから会員のかた々、単協のかた々、たによく御理解頂かないと、これはできないと思ひます。結局迂廻出資という忌むしい言葉も出ておられますが、さうなことは本當によくないことではございませぬが故に、一つこの際とつくりお話をして、難きを忍んで常道に返して頂くように、又どうしたら返し得るかということもお互いによく研究しませぬと、利子補給や金融だけでは立直りませぬと思つておりました。私はさういふようにいたしまして組合の力を結束し、系統の横断の力を結束することと、さうしてもより系統外の債権者等に対しては、これは総力を挙げて条件緩和その他の折衝をする。さうしてそれから先ほどもちよと申上げましたように、これは現下経済の大問題でございませぬが、県のほうのかたも県の財政の一部を割いて、この再建に政府からもこれだけの御援助があるのだからやつて下さい。それから県知事は監督権がございませぬけれども、実質上県内の大問題として非常に注意深くいろ／＼と気を付けてもらいたい、さういふふうにあらゆる方向、方面からこれに協力して頂きまして、さうしてその上で政府がこの十年、五分の利子補給をなさつたならば建直るだらうという見通しのあるものだけが今度は個別に拾われて行くと思ひます。一年かかるか、二年かかるか、拾い上げるまでには相当かかると思ひますが、私はその努力が大事なのでありまして、やつて見ないうちは、なか／＼もうこのくらいのごときは駄目だと言ひたい。併しやつてこれだけのことで

全部建て直るといふことは、今ここで太鼓判を押すことも早い。これは一、二年かかりますが、血みどろになつてやつて見て、我々としては本當に再建整備、再建整備で二度も三度もお世話頂くことは恐れ入りますので、これを最後にしたいという気持ちでございませぬが、これも我々だけが如何にやつてもいけませんので、皆様方のいろ／＼の御指導なり御鞭撻も頂きましてやつて行きたいと思つておられます。

○委員長(片柳眞吉君) 如何でしようか、本会議の記名投票がすぐ近いようでありませぬが、大体これで質疑を終了いたしました。御異議ございませぬか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(片柳眞吉君) それでは農林当局への質問がありませぬと思ひますが、これで暫時休憩をいたしませぬ。
午後四時二十六分休憩
午後四時四十三分再開
○委員長(片柳眞吉君) それでは委員会を再開いたします。
農林漁業組合連合会整備促進法案につきましては、質疑は大体尽きたものと認めませぬので、これで打ち切りまして御異議ございませぬか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと思ひます。
それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼お賛否を明らかにしてお述べを願ひます。
○白井勇君 私はい元來農業協同組合

運動に對しましては非常な関心をもち、將來の日本の農村經濟の發展のために非常なる期待を私は持つておるのでもございませぬ。今回出ました再建整備促進法案につきまして、今の段階におきましては、これもやむを得ない法案であらうかということでは賛成をせざるを得ないのであります。ただこの際私は強く政府に要望を申上げておきたいと思つておられますが、政府におきましては、農林省の設置法或いは又組織令を見ましても、農業協同組合の指導監督という仕事はつきりと驅られておるのであります。この間協同組合の部長さんいろいろと政府の御方針なりを承わつたのであります。が、御抱負のありまするごとくばらんお話を聞き得なかつたので、私としては胸を打たれるような点がなかつたのであります。さういふ再建整備といふものだけで農業組合運動が救われるといふようなことは到底私は考えられませぬ。この委員会の席上におきまして、河野委員は、二十六年におきまして再建整備が行われまされたというふうにだまされたというお話でありませぬが、私はさういふような今回出ましたような法案では、只今申しましたように、だまされるまでもなしに、再建整備は一部の助成にはなるかも知れませぬけれども、とても達成はされませぬ。勿論、やはり農業協同組合運動それ自体の事業の指導監督といふものを私は徹底しなければならぬのじやないか、さう考へるのであります。裏の統制撤廃が実施されました場合に、この自主的統制の

一団体といたしまして非常なる転換期にあつたわけでありませぬが、その場合におきましては、食糧庁は別として、協同組合運動自体の指導監督につき責任のありまする政府当局におきまして、これを積極的に応援したと私は考へておられます。本日参議院を通過いたしました農産物価格安定法案、あれは私は極言をいたします。ならば、農産物の価格安定という一つの大きい政策を掲げましてあります。けれども、この内容を見ますならば、端的に申しますならば、全販の再建整備である、私はさう考へておられます。ああいう一つの法案を出してもらひまして、全販が事業活動によりまして再建整備ができないうような恰好になりませぬならば、これは全販の將來を決定するものでありませぬ。若しさうな行かなければ、ただそののみならず、又將來の農産物価格安定政策にも非常なる悪影響を及ぼすであらうといふことを考へますときに、先ずその方面に對しまして政府は十分なる指導監督といふものを、これを加えなければならぬ、さう考へるものでありませぬ。更に又今回の委員会におきまして、終始問題になつておられます資金の融通に關連しての問題でございませぬが、例えて見ますならば、開拓融資法におきまして、当初は日歩二銭五、六厘の金利しか融通できない、さういふお話でありませぬが、そこに置きまして河野委員がああいう御発言をされました、結局二銭二厘まで下つてお

して、更に又價格安定法の場合におきまして、やはり政府が一銭六厘で融資

をいたしますと言いがら、結果は、二銭以内で融資をするというふうな結果になつたわけでありますが、そういうふうなことが、この委員会におきまして河野委員が若し発言をしなかつたといはしますならば、やはり従来通り二銭五、六厘の金利で末端に流れておつたのではなからうかと思つております。開拓融資の場合のことを考えて見まして、二十億の融資がされまして、農民が十二億返還すればいいというものであれば非常に意味があると思ひますが、損失補償約八億でありまして、そういうものは運用如何によりましては、やはり中間にありまして金融機関の一種の救済農林の整理に充てるような運用もできないこともないと思ひます。よほどこの金融機関に對します指導監督というものを十分に徹底いたしませんという、これはここで非常に問題になりましたような結果を更に加えるようなことになるのじやなからうかと考えます。特に本案の運用につきまして、併せまして私は農業協同組合運動の指導監督という方面に十分なる御努力をいたされまして、賛意を表するものであります。

○鈴木一君 この法案が、金融機関の固定しました債権の回収にばかり終つてしまひまして、真にこの法案の目的であるところの事業機関の整備促進のためにならないという決議がありまして、附帯決議を付けて賛成するものであります。

農林漁業組合連合会整備促進法案附帯決議(案)
農林漁業組合連合会の整備を促進

しその振興を期するため、政府は本法の実施と併せて次の措置を講ずべきである。
一、本法によるような単なる利子補給ばかりでは呼び水的な効果を期待し得るに過ぎないのであつて、連合会の振興は根本的にはその事業の伸暢に待たなければならぬ。ここに鑑み、政府は連合会事業伸暢のため低利な資金の融通及び斡旋或いは事業運営の推進等各般の事項に亘つて積極的な措置を講ずること。
二、連合会における固定化債務の整理に關しては、本法による国からの利子補給に呼応して金融機関においても従来よりとかく非難を受けておる諸点を深く反省し、真に協同組合の金融機関としての使命を自覚し、これが固定化の原因及びその内容等を勘案して適当な手段によつて積極的な協力を惜しまぬよう、政府において適当な措置を講ずること。
右決議する。

以上であります。
○清澤俊英君 只今日井さんからいろいろ賛成に対する御意見が展開せられました。鈴木さんから附帯決議が今出されました。私も本案には賛成しませんが、この附帯決議について反対はしません。附帯決議も賛成はしておきますが、ただ少しばかりこれを附帯決議とするにはちとどうかと思ひますが、附帯決議には触れません。それで問題は、私質問がまだ残つておると申しましたことは、実を申せば焦付きになつた一つ、欠損を来たした一つ、一つ、この実態が全く解消しておられ

ません。だからと言つて、その整備をやるなどいふのでありませんから、まあ反対はしないで賛成をして、一日も早く正常な農業協同組合、漁業協同組合等の発達を望むものでありますから、賛成はして参りますが、そこで私その欠損等を来たしました原因等を、甚だしいものを見ますならば、単協等が生産工場等を作りまして、若しくは旧来の農協、いわゆるボスと言われる人たちが集まりまして、農協の農産品の加工工場等を作つて行く、これが行き詰りましたとき、救済的に農協連合会等が買上げて、それが焦げ付きになつて、にっちも、さつちも行かない等の例はほん／＼で見ているのであります。こういうふうなことが続ければ、再建整備も面倒なことが出て来ると思ひますので、そういうものに対して、附帯決議として具体的にもつと政府はそういうものに対して監視せよという意味も付けたいと思ひますが、ここには付けませんが、附帯決議に對しますと同時に本案の賛成に對します一つの重要項目として、白井さんの賛成の御意見のあとへ一つ加えてもらいたい。こう思ひます。

○戸叶武君 この附帯決議で尽きていますから、多くのことは言う必要はないと思ひますが、問題は過去におけるところの尻拭いだ。或る意味においては尻拭いですが、やはり過去の問題を或るところまでは究明して、とにかく失敗し、間違つていた点かどういふ点であるかをよく吟味してもらふことが必要であります。よい組合と悪い組合とを一緒にたにするようなことのないように、やはりその功罪というものを

明らかにすることが必要であると思ひますが、それ以上に問題は、今後過去と同じようなことを繰返させないようになり、やはり針を打つておく必要があると思ふのです。私も長い間側面から農業協同組合を見つめながら、協同組合運動に呼応して参りましたが、日本の農協運動というものがゆがんでしまつたのは、おおむね、特に戦後派に於けるところの理事者というものが、一割か二割は相当な人もおられますが、極めて劣悪でありまして、この人たちが極めて自己本位の、或いは投機的な動きをやつて、職員自身をも悩まして失敗を招いた点が多々あると思つて、理事者の責任というものを、もつと厳しくやはり追及して行くことと同時に、農業協同組合が健全である限りにおいては、職員の中においては、経験を通過し、又その見識を通じて相當の見識というものが出てくるのであります。この理事者の下には任せられて、この職員の正しい意見なり活動がでないようなら、ゆがんだ姿をやはり建て直して行かなければいけないと思つて、やはり農林省あたりは、農業協同組合の私には過去の失敗を徒らに追及することよりも、今後再び過去の間違いの轍を踏まないような形において指導して行かれることをお願いしまして、そしてこの案に賛成いたします。

○森田豊壽君 本案につきましては全面的に賛成するものであります。併しながらこの整備促進法を完成せしむるためには、先ほど戸叶君の言われたような点は非常に主な点だと私も考えるのであります。而してこれを勇敢に立ち直らせるためには、この委員会におきまして、いろいろと金融問題等は事業の問題を、ただ金融だけを、それで立ち直るものではない、又利子を補給することによつて立ち直るものではない。これには事業的な分量が相當の量をお占めして立て直るものでなければ、真の自発的と申しますか、自主的な立直りとは言えないという議論もあつたのであります。その通りでありまして、これをせしめるためには金融業者にも勇敢に、今までの固定債務に對する融資のみならず、今後の事業資金を大いに融資することをさせなければなりません。これがためには政府当局におきまして、農林省におきまして、少くともこの裏付といたしましては、今後の問題といたしまして、これの補償をすることが必要だ。固定債務に對します金融業者の融資に對します場合、又今後の事業を推進する上におきまして、固定債務の融資だけではないのであります。今後の事業に對する融資に對しまして、今後の事業に對すると同時に、ここに政府が補償することとをしなければ、この促進法は必ずしも過去の例から見まして成功するとは考えられない。この点に對しまして、政府は大いに一つ今後におきまして、考えて頂きます。第二段におきまして、融資に對する補償をすることを、お考え願ひたいことを希望として申し上げまして、本案に全面的に賛意を表する次第であります。

○鈴木強平君 本法案は、昨年未農林漁業の経済連から一致して、固定した債務についての利子を補給しては、立上りができるというふうな要望に則つて

三月まで何回か会議を開いた結果、政府に強く要望した結果がこの法案になつて現われたと思ひます。経済連におきましては、農林漁業の生産財の確保に當つて本当に努力したと思ふので、併しながら二十三年、四年のドブシ・ラインによるところのデフレ政策によつて大きな損害を招いておりまゝです。同僚議員からもいろいろ言われておりますが、必ずしも農業協同組合関係の役員の不始末から出ているとは思ひません。良心的にはそのおかげで努力は認めていいと思つております。私はこの本法案については何らの非難をせざるに盛り上げてやらなければならぬと思つております。従いまして只今鈴木一委員から読み上げられました二つの問題については、これは批判せずして事業を促進してやるやうという意味から、そういう意味で附帯条件を付けて賛成いたします。

○河野謙三君 私本案並びに附帯決議に賛成するものであります。併しこの際に提案者たる政府にも十分私は反省して頂きたいと思ひます。それは農協が今日まで不振を続けている原因はどこにあるか、私はその核心に觸れてないと思ふ。一口に言えば農協の不振というものは、組合員たる農民に信を買ふことはできなくなつたといふことであります。組合員が本当に組織的に農協運動に努めて、そうして農協のために動く、組合員が農協に信頼を持つことにならば、十億や二十億の借金は何でもありません。そうではなしに、幾ら赤字の補填をしたところで、その日から農民といふものは決して農協に対しての信頼を厚くして行くものではない。この措置によつて

農民が農協に明日から信頼を持つといふことならいいのであります。従つて私はいふことになつていない。従つて私はこの附帯決議に賛成するやうに、これは単なる一時的の疲勞恢復に過ぎない、こういうことは農林省でも十分御承知のはずです。又御承知のはずならば農林省初め農協団体はもう少し責任を持たなければいけません。由來農業の不振は私は今申し上げた理由のほか、農業団体の役員ぐらゐ責任を回避するものはありません。もう少しはか地方の組織といふものは、役員といふものは責任をもつと持つものであります。こういう二度も三度も国家に不始末の結果負担をかけておりながら、どういふ責任を一体持つたか、持ちやしないでしょう。今日も中金の理事長が来て、これは責任があるので責任を痛感してあります。責任を痛感するならば全販連なり、何故もつと今責任を痛感している具体的な事例を我々の目の前に現わさなかつたか。そういうものは一つもない。そういう意味において私は忌憚なく申しますと、今までの農協といふものは、農民が農民の手で農民を撲つていっているのが今までの農協であります。農民は農民の手で農民を愛さなければいけません。然るに商業資本と全く同じやうになつて、如何にして儲けるか、如何にしてごまかすか、そういうことに汲々として農協が黒字になつても何にもなりません。それは一時的の黒字であつて、その陰には日に農協に対して組合員は離反してあります。そういうやうな意味で私は本法案にはやむを得ず賛成するものであります。少なくとも再びこの

赤字補填等の措置によつて、政府の手によらねば農協が再建できないといふやうな、こういう不始末の起らんことを特に私は政府に嚴重に要請をいたしまして本案に賛成いたします。

○委員長(片柳眞吉君) 他に御意見もないやうでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。農林漁業組合連合会整備促進法案について採決をいたします。農林漁業組合連合会整備促進法案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片柳眞吉君) 全会一致でございます。よつて本法案は全会一致を以て可決すべきものと決定をいたしました。

次に、討論中にありました鈴木一君提出の附帯決議について採決をいたします。鈴木一君提出の附帯決議を含むことに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片柳眞吉君) 全会一致でございます。よつて附帯決議を附することに決定いたしました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容等、事後の手續は慣例によりまして委員長に御一任願いたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないものと認めます。

次に本法案を可とされたかたは例に

より順次御署名を願います。

多数意見者署名

河野 謙三	清澤 俊英
白井 勇	鈴木 強平
重政 庸徳	鈴木 一
佐藤清一郎	上林 忠次
関根 久藏	雨森 常夫
森田 豊壽	宮本 邦彦
戸叶 武	松浦 定義

○委員長(片柳眞吉君) 次に有畜農家創設特別措置法案を議題といたします。御質問のあるかたは御発言を願います。

○河野謙三君 私は昨日畜産局長に質疑の際に申し上げたのであります。今回の三割の損失補償という措置をとるに當りましては、少くとも従来よりはもう少し危険と思はれる範囲まで入り込んで融資をして、積極的に家畜導入をやらうと思つたことだと思つたので、そのうちであるならば、この損失補償の単位が原案のように単位農協ごとに三割の損失補償ということでは、私は従来の貸付と何れの方法が変らないので、この点から考えますと、少しも積極面がないと思つたのですが、少くともこれを原単位にプールして三割の損失補償、こういうことまで行つて初めて、私はこの三割の損失補償も積極策と表裏一体となる、そこに初めて効果が挙つて来ると、こう思つたのですが、この点につきまして、もう一度御再考願ひませぬか。

○政府委員(大坪謙市君) 有畜農家創設特別措置法案は、只今御意見がありました通り、金融機関等が融資をなしますのをできるだけ阻止と申しますか、そういうことのないやうに、安心

をいたしまして金融機関が貸出すことができるやうに損失補償を付ける、こういう意味合から出発いたしましたのであります。従つて然らばどういふ損失補償をするかという問題につきまして、いろいろと検討いたしましたのであります。が、只今お話のありました通り、府県をプールいたしましたして融資いたしますとか、補償いたしましたということ、が、一番融資にとりましては手厚い施策であるといふことはお話の通りであります。ところがこの融資は御承知のやうに陳腐害或いは風水害等によりする救済的な融資と違ひまして、産業的な融資であるといふことが一つ。従つて理論的に申しますれば、産業的な融資でありましたら融資の対象に對しまして補償をするといふことであるとして、それをプールするといふことは理論的におかしいといふことが一つ。もう一つは御承知のやうに、家畜につきまして、この措置によりまして導入いたしました家畜は家畜共済の対象に必ずするといふ条件が付いておるのでありますので、少くとも三割程度補償いたしますれば、それ以上の手厚い保護をいたしませんでも十分ではないか。こういう二つの理由からいいたしまして、大体単位農協を対象といたしまして補償をするといふことに相成つたのであります。十分とまでは行きませんが、この措置をとることによりまして、従来金融機関等が出し渋つておりましたこの障害に對しましては相当程度緩和し得るのじやなからうか、かやうに存じておる次第であります。

○河野謙三君 又これ中金の問題に於けるけれども、なか／＼そんなことで緩

をいたしまして金融機関が貸出すことができるやうに損失補償を付ける、こういう意味合から出発いたしましたのであります。従つて然らばどういふ損失補償をするかという問題につきまして、いろいろと検討いたしましたのであります。が、只今お話のありました通り、府県をプールいたしましたして融資いたしますとか、補償いたしましたということ、が、一番融資にとりましては手厚い施策であるといふことはお話の通りであります。ところがこの融資は御承知のやうに陳腐害或いは風水害等によりする救済的な融資と違ひまして、産業的な融資であるといふことが一つ。従つて理論的に申しますれば、産業的な融資でありましたら融資の対象に對しまして補償をするといふことであるとして、それをプールするといふことは理論的におかしいといふことが一つ。もう一つは御承知のやうに、家畜につきまして、この措置によりまして導入いたしました家畜は家畜共済の対象に必ずするといふ条件が付いておるのでありますので、少くとも三割程度補償いたしますれば、それ以上の手厚い保護をいたしませんでも十分ではないか。こういう二つの理由からいいたしまして、大体単位農協を対象といたしまして補償をするといふことに相成つたのであります。十分とまでは行きませんが、この措置をとることによりまして、従来金融機関等が出し渋つておりましたこの障害に對しましては相当程度緩和し得るのじやなからうか、かやうに存じておる次第であります。

和するようの中金では私はないと思う。但しこれは議論になりますから……。それでどうです。この一年間実績を見て、そうしてその経過において若し私が言うように、従来と同様になかなか中金が出し渋つて、この法案の趣旨に副つて来ないということであるならば、その際にもう一度お考え直しを願つて、私が申上げるような県を単位にしてこのプールのによる損失補償、こういうようなことに一年間の実績によつて考慮する。こういうことは畜産局長としてこの際できませんか。

○政府委員(大坪藤市君) 本案が成立いたしますといたしますと、損失補償もできることになりましますので、私どもといたしましては、全力を挙げまして府県の県庁又団体、こういうようなものにこの趣旨を徹底させまして、いやしくも金融機関が出し渋るといふようなことのないように、お互いに連絡をとりましてやつてもらいたい、かように存するであります。只今のようなお話のように、私は少くとも現在のところでは、この措置をとりますれば出し渋るといふようなことは起つて来ないのじやないかと思つてあります。若し現実の問題として、只今御意見の通り出し渋るといふようなことがありました場合には、これは相当研究して行かなければならぬのじやないか、かように存するものであります。一年というにつぎまして期限を御指定になりましたが、一年ということの御意見につきましては、ここで即答をいたしかねますが、実績を見ました上で、若しこの措置をとりましたら、その場合には只今御意見のよ

うなことにつきましても考えまして、府県プールというような組織に変えてかかるということも必要じやないか、かように考えております。

○河野謙三君 私は何もあえて一年といたしても、実は私今日上げるといふことでも、今まで私が資料を要求して、その資料を頂いておりませんが、過去二ケ年ですか、その間においてその家畜導入の融資をいたしまして、その利子等も私は滞りなく入つておると思われる。従つて大体この融資の分が、危険が殆んどないといふふうになつておると思ふ。そういう意味合からして私はもう一年でも見て頂ければ、この一年間において今後の措置によつて大体残余の二年の見通しといふものが私は付くと思ふのです。そういうような意味合から申上げたんであります。それからもう一つ、今朝ほど中金の理事長にいろいろ質しましたところ、二銭七厘幾らというものは非常に大きく危険負担といふものを金融機関は織込んでおるようだ。危険負担を織込んで二銭七厘幾らというものであります。これは今度の法案の措置によりまして、これだけ安全性をとつてあれば私は危険負担といふものを考慮に入れたところの二銭七厘というものは不当だと思ふ。そういうような意味合から、この金利につきましても、実はこれは明日中金とよく具体的に御相談を願つて、御返事を願う約束でありましたが、これも御返事が頂けないといふことになりまが、これは私は中金と畜産局長との御協議の結果、これが相当大幅にその金利が引下げ得られるといふこと

を私は前提にいたしました。本案に賛成いたしましたと思ふますが、この金利の点につきまして、中金とは別に畜産局長としての御意見があれば伺つておきたい。それもあなたが中金の理事長と同じように、これは非常に大きな中金に危険負担をさせた、こういう前提でおいでになりますか。本案提案者のあなたとしては、そういう点々々中金だけにそういうような危険負担を負わせない、それが故に三割までの負担を織込んでおると、こういうことではありますから、これは大分中金がこれに対して、危険負担が付いて来ると、こういうふうなお考えであつたとは大分違つておるのですが、従つてその見解が違つておると思ふので、農林省と中金の間に協議の結果相当の懸隔があると思ふのですが、その意見の違ひをどういふように調整されるか。それを一つ伺つておきたいと思ふ。

○政府委員(大坪藤市君) 農業経営を安定させますため、又総合食糧を確保いたしますために、無畜農家を解消することにいたしました。本法を提案いたしましたおりましたが、従つてその結果政府といたしまして利子も一部保証する、又同時に損失についても三割のものを補償をする、こういう手厚い保護を加えておるといふことに相成りますので、できるだけ金融面におきましても、金利自体についてできるだけ低い金利といふことが望ましいわけでありまが、従いまして、これは金利一般の傾向とも関連があります。今後中金当局と十分打合せいたしまして、できる限り安い金利で廻して頂くといふように思ふのであります。

○河野謙三君 それはできるだけ安い金利といふのは、従来二銭七厘一毛ですか、これよりも相当量、この措置によつて行方金融については金利を引下げるというふうな今あなたの御決意は解釈していいんですか。私はそういう意味合において賛成したいと思ふのです。若しこの問題が従来同様に二銭七厘幾らということであるならば、私はほかの委員のかたはどうであるか知りませんが、私はこの点一点だけでも中金を呼んで更に具体的に答弁を伺わねばならぬと思ふ。

○政府委員(大坪藤市君) 本資金は中金自体の自己資金でありますので、政府資金というわけには参りませんので、中金自体のいふ計算があることだろつと思つてあります。従いまして中金といたしまして、勿論限度があると思つてあります。それからその点につきまして、中金当局に私どものほうからいろいろ御折衝申上げると、その態度をいたしましては、できるだけ安い金利を廻して頂くように折衝申上げる、かようなことに相成ります。

○河野謙三君 もう一遍。私も自己資金は承知しておりますが、自己資金でも、中金でも二銭七厘幾らというものは私の承知する範囲ではないんです。こういう高い金利は、これは長期には直りますけれども、一面政府の保証等がありまして非常に安全なんです。ですから長期であると同時に政府の保証において安全性と長期で帳消しになつておる。それだけ考えても自己資金を一般に金融して二銭五厘が当然だ、私は二銭五厘に満足しているんだ、併し二銭五厘

ならば今でも私はいいと思ふ。それ以下のことについてはお私たちは希望を持つておるのであります。自己資金なるが故に二銭七厘幾らということでは私は妥当でない、その理由なしと思つておるんであつて、その点もくれぐれもお含みの上私は御交渉願つて、我が意図しておる結論で行くように願いたいと思ひます。〔交渉すると言ふんだから仕方ないよ〕「本人じやないんだから」と呼ぶ者あり

○政府委員(大坪藤市君) その点につきましては、只今御意見の通り、そういう趣旨を以ちまして、そういう方針の下に交渉いたしたい、かように考えます。

○委員長(片柳吉吉君) ほかに……

〔意見なし〕「採決」と呼ぶ者あり 他に御質疑はございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(片柳吉吉君) 御発言もないようでありまますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(片柳吉吉君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれれん、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。〔言い尽したんだからいいじやないか〕と呼ぶ者あり

○清澤俊英君 附帯決議を一つやりたと思ひますので、〔採決しろよ〕「簡単に」と呼ぶ者あり、わかりました。〔たくさんやつてくれ〕「簡単に長く」と呼ぶ者あり、附帯決議を付けたらと思ひまして文句を讀みます。

有畜農家創設特別措置法案附帯決議(案)

本法案の施行に当り特に留意すべき点は家畜増殖の前提として、家畜及び畜産物の価格の維持安定が第一要件である。これなくして相場が常に変動し時に欠損を招来するがごとき事態の消滅せざる限り本法も効果を失いこれが目的の徹底も期しがた

政府はこの点に鑑み速かに家畜及び畜産物の流通機構の整備並びに価格維持に対し十分な措置を講ずべきである。

右決議する。

簡単に御説明申し上げますと、これは昨日の質疑の中に、大体森田さんの指摘せられた閣取引をせられる問題である、或いは戸叶さんによつて指摘せられた明治、森永の独占的な形態によりまする価格操作というようものを中心にいたしまして、今まで政府におきましても、いろ／＼畜産の御奨励はあつたのであります。昨日も私が申し上げました通り、実際農民といたしましては、農林省が家畜の奨励をして参られますと、厩舎だ、こう言うのであります。という事は、狸を飼えと言われれば、悪いから狸を飼え、皮算用で身上を壊してしまし、狐を飼えと言われますので狐を飼え、ばかされて、これも身上を壊す、豚を飼えと言われるので、隣りから隣りへ飼いますと、値下りになつて、骨もしやぶれないような状態になつてしまし、牛乳なんかやはり、酪農に對してましてさうな状態が現れている。又牛などを飼つて見ましても、そういう問題が畜産市場等の操作によつて常に起きているのであります。農民が「頭の乳牛を飼います」とは、これは家を建

てると同じくらいで、三年も四年も考へて投資してやるのであります。それが一旦多大の損害をこうむりましたとしますならば、これは再び家畜を飼うという意欲を失つてしまふ状態にあるのであります。この家畜の価格の維持と、従つて目的としますところの畜産品の価格を維持して、これに安心を与えることがなかつたならば、決して如何なる方策を以ても、ただでくられてもなかつた飼わんという事情がある、こう思いますので、従つてかような附帯決議を付けましたのであります。賢明な、「異議なし」と呼ぶ者あり、殊に農民の事情をよく御存じのかたはよくおわかりのことと思ひますから、本附帯決議を一つ御賛成頂きたいと、こう思ひます。

○戸叶武君 私もそれに賛成をいたします。多くを述べることがありませんけれども、畜産局でしつかりやつてもらいたいのには、日本の食糧政策を政府はきめるときに、これをば米より変といふやうなことを言つておられますが、小麦を輸入する点も、そういう点に變つて来ているやうですけれども、小麦を主として食べているところの諸民族は、大体が牧畜民族であります。日本においては特にこの食糧関係から、栄養関係からも大きな革命が到来するところならば、畜産に重点を入れることだと思つてあります。然るに今まで日本の農政といふものは、どちらかと言へば米と麦とに片寄つておりました。「なたね」なんかも大分力を入れて入られているやうであります。その割合に畜産といふものが取上げら

れていないと思つてあります。本年度に至つていろ／＼な形で畜産に對して力が注がれているやうでありますけれども、是非これをやる際におきまして、資金の問題と関連して、あと飼料の問題、或いは牛乳等をこの農家から買上げる値段を叩かれないやうにするやり方、そういうやうなことで考慮して、そしてこの法案の成果を挙げて頂かれんことをお願いいたしまして、賛成いたします。

○森田豊壽君 清澤先生、この附帯決議案に對しての説明が、大分家畜取引市場の問題もこれに含まれておりました。御説明でありましたが、この文書で言うところは、私の質問、今までいたしたことは、畜産品に對しては陳乳会社、まあ森永、明治とかいう会社がたゞさん家畜を導入することによりまして、牛乳がたゞさんでできるやうなことにやつてこれを安くする。まあ安く買ひたい動機ができたやうなことで、そういう資本家の擁護になつてしまふ。それがために農家は持て余して困るといふ問題があります。家畜の売買、取引といふものには、これは取引を公正ならしめるために、どこまでも各県に一つぐらいの取引所を設けて公正なる取引を、青物市場と同じやうに、農民の見ておる前で取引ができるやうな取引市場を作つてもらいたいといふ点が附帯決議の最も重要な点だと思つておられる。これが直ちにいろいろの面でやれないやうならば、これこそ速かに政府はやるべきだといふことを附帯決議にすることが、本法案を通過せしめることについての一番重要な条件だと私は考へておる。先ほど森田委員はそういうことを言つたとい

うことで、それも含まれているやうな話でありまして、それでは甚だどうもそこが不明朗でありまして、若しこれが……本案を通過させるのに遅くなりますから、若し提案者がその説明をはつきりするならば、又これを訂正する意思があるならば取消されたい。そうでないならば、これを速記録にしまつて残しておいて、局長の答弁を、将来それをやる意思があるかどうかといふことをはつきりしておくことが必要だ。これが重大な問題であるといふことを確認して頂ければ附帯決議も結構だと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) ちよつと今討論ですから……

○清澤俊英君 いや議論はいたしませぬから……森田君の心配するやうな議論が出ると思ひますが、家畜市場もありません。従つてその家畜市場であるが言われるやうな閣取引がやはり行われておるといふやうなことを……だから私は家畜市場等の整備です。な。そういう意味で申上げたので、結局生体検といふものを付けて、ちやんと農民の前で目方が幾ら……であるといふやうなものがはつきりして参りますならば、だん／＼とそういうものは解決できると思つてあります。が、そういうものもなしに、旧来の博勞だけが参りまして、そして狭の中でああなたが言われるやうな方法をす。そういう家畜市場のやうなものも整備することを含んで、あなたが言われたやうにと、こゝろの意味合で、畜産市場を作つて壁々と公正取引の……

○委員長(片柳眞吉君) 速記を止めて下さい。

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて下さい。他に御意見ございませぬか。

○上林忠次君 日本で家畜の増殖が遅れている点は、まあ国土が狭い。食糧増産にだけでも汲々としておられるやうな状態で、家畜を飼いたくても飼料がないといふ点で特に大家畜の繁殖が遅れているのだと思ひます。それでこの今回の措置によりまして増殖される地域、又小畜畜に適當な地域を……

……かりきめて頂きまして、増産によつて乳製品が高くなる、生乳が高くなる。結局増産の結果が農家の経済に役に立たなかつたといふやうなことがないやうに産地を選んで頂きたい。そして日本の食糧、今の食糧政策が米ばかりに偏しております。今の日本の食糧が麦のほうに向きまして、麦の副産物として家畜が役立つて行く、大きな食糧政策にマツチしたやうな家畜の増産を願ひたいと思つてあります。先ほど申しますやうに、飼料が一番の問題といふことになりまして、この飼料の解決のために、牛を飼うなら一頭に對して何反歩の麦畑はこれは課税標準から省くといふやうなところまで、飼料に對する政府の御処置を将来願ひたいと私は考へるのです。そこで行かないと、家畜の増産もむずかしいのではないかと、そういうやうな点を政府に要望いたしまして、私の法案に大賛成であります。

○委員長(片柳眞吉君) 他に御意見もないやうですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。有畜農家創設特別措置法案について採決いたします。有畜農家創設特別措置法案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(片柳眞吉君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に討論中でありました清澤俊英君提出の附帯決議について採決いたします。清澤俊英君提出の附帯決議を附することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(片柳眞吉君) 全会一致でございます。よつて附帯決議を附することに決定をいたしました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容等、事後の手續は慣例によりまして委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

次に本案を可とされました方は例により順次御署名を願います。
多数意見者署名
鈴木 強平 河野 謙三
清澤 俊英 白井 勇
川口爲之助 重政 庸徳
雨森 常夫 森田 豊壽
鈴木 一 戸叶 武
松浦 定義 宮本 邦彦

○委員長(片柳眞吉君) 次いで陳情、請願をやる予定でありましたが、時間も本日は大分過ぎて参りましたので、明日午前十時から開きまして、冒頭に陳情、請願の御処理を審議願いたいと思ひます。委員長のところで大體予備審査をしておりますから、それにつきまして御審議を願いたいと思ひます。本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十八分散会
七月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、土地改良法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は七月七日)

一、農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案(予備審査のための付託は六月二十四日)

一、畑地農業改良促進法案(衆)(予備審査のための付託は七月二十八日)